## 漢代の祖靈觀念

小南一

郞

第一章 古は墓に祭らず… はじめに 解注瓶……… 三 おわりに

三九

はじめに

目として、そうした傳統的な墓葬制度が大きく變化する。 行なわれる種々の儀禮もまた、古くからの傳統を守るものであったであろう。しかし、前漢時代の中期、 度をそのままに承け繼いだ墓が作られていた。堅穴の墓坑の底に木椁を組んで、その中に棺を納めるという埋葬の基本的 であろう。前漢の武帝期のころまでは、たとえば長沙馬王堆の木椁墓に見えるように、基本的には戦國時代以來の墓葬制 前期墓葬に見えるような、空心磚墓である。この種の墓の基本的な形態は、大きな木材が手に入りにくい地域、あるいは高 な形態は、「儀禮」の士喪禮や既夕禮に見えるような、中國の傳統的な葬送制度を留めたものであったのである。そこで 中國における墓葬制度の歴史のなかで、前漢から後漢にかけての時期は、その變化が特に急激な時代であったといえる 前漢の後半期に特徴的であるのは、 たとえば、洛陽燒溝漢墓の 武帝期ごろを境

模型といった特徴的な遺物が、そうした前漢中期の空心磚墓に出現し、それ以後、ずっと引き繼がれてゆくという事實も、 墓中の空間が生人の住居をそのままに模するという、新しい傾向を認めることができるのである。 發達する空心磚墓は、 價な木材が購入できないような階層の人々が、 平頂であったその椁室の天井も、三角の屋根形やアーチ形を取るようになる。そうした墓室の形態の變化の中に、 傳統的な墓葬制度をなお留めていると見なせるのかも知れない。 棺の外側に密着して空心磚が配列されていたものから發展して、棺と椁との間に大きな空間が設け 空心磚と呼ばれる大きなレンガを、木椁墓の木材の替わりに用いて築いた しかし、 前漢中期頃からめざましく 陶製のかまどや井戸の

中國の墓葬制度の大きな轉折點であったことを象徴するであろう。

やかな規模のものだと映ったであろう。後漢の末から魏晉南北朝期の間にも、もら一度、人々の墓葬に對する意識に大き きりと表わしている。 あるいは同様の柱が顔料で墓壁に描かれたりする例があり、墓の構造が現世の住居を模すものになっていたことを、 中期に始まる新しい傾向を、 な變化があったと推定されるのである。 示さなくなったように見える。たとえば、 れたのである。こうした後漢期の狀況に比べれば、その後に續く魏晉南北朝時代の人々は、それほどには墓作りに興味を 後漢時期になって發展する、 複雑な構造を持つ大きな墓が、おそらくは王侯貴族といった特殊な身分にあるのでない人々によっても盛んに築か この後漢時代は、人々が墓作りに特に熱心であった時期であった。いくつかの耳室(側室) より發達させたものであった。そうした墓室の内部に、 小磚(小さいレンガ)を積み上げて作られた磚室墓や畫像石を用いたりする石室墓は、 南朝の帝王陵と推定されている墓葬も、 後漢時代の人々の目から見れば、 蛙股のある柱が作り付けられたり、 が附屬 はっ 前漢

葬制度の急激な變化に象徴される、漢代の社會や人々の意識の特質と、そうした特質の時代的な變遷の樣相とを窺うため の原因は、 なぜ、 このように、 中國古代の末期に位置する、 漢代には墓葬制度が大きく變化し、當時、 漢代という時代の、社會構造の特質の中に求められるに違いない。 人々は特に墓作りに熱心であったのであろう。 このような墓 その根本

に、 後者の要因を、 たことに驅りたてた精神的、 この小論では、 そうした現象の背後には、 當時の祖靈觀念のあり方という視點から見てみようとするのである。 特に當時の祖靈觀念のありかたを取り上げて分析を加えてみたいと思う。 文化的な要因が、より大きい原動力として、 一方ではそれを可能にした經濟的條件があったのであるが、 存在したに違いない。 同時にまた、 人々が大きな墓を盛 この小論では、 人々をそうし 主として 並んに造

り、 格の宗教を受け入れ、また創出するための基礎ともなったのであった。 社會に、 と宗教觀念全體を考えるよりも、 たのであり、そのあり方を確かめることが、社會と精神世界との間に介在する入り組んだ關係を分析するに際して、漠然 當時の宗教的な觀念全般の背後にあって、そうした觀念の大きな部分に直接の影響を及ぼし、それを特徴づけていたと考 るものは、 えるからである。 この小論が、 そうした祖靈觀念のあり方が漢代の文化をきわめて深い部分で特色づけ、さらには、その後に續く時代が、新しい性 一方では精神世界に深く關わっていた。墓葬制度の急激な變化の背後には、 單に儀禮や風習の問題であるに止まらず、とりわけ中国古代においては、 漢代の人々の信仰一般をあつかうのではなく、特に祖靈觀念のあり方に問題をしぼったのは、 祖靈觀念は、 漢代の社會と當時の人々の精神世界との間に、 より有效な手がかりになるに違いないのである。具體的な墓葬制度の中に表わされて 特に重要な結節點の一つとして介在してい 祖靈觀念の大きな變質があったのであ 祖靈觀念を介して、一方では當時 祖靈觀念が

# 第一章 古は墓に祭らず

安陽期の卜辭の中にも見えるところである。この時代、死んだ先王たちは、 わざわいをもたらすと考えられていた。そうしたわざわいを免れるために、 祖 靈 の 觀念、 特に死後間もない死者の靈魂 (死靈) が近親者にとって危険な存在だとする觀念は、 先王に對する祭祀を盛んに行ない、あるい 現在の王やその關係者に、 すでに商代の後期 病氣など、 様々な

れてしまい、

危險なものとして、その存在を誇示することはなかったであろう。

る人々)の死後の靈魂に限られていたと推測される。おそらく一般の死者の靈魂は、 定はできないにしろ、 などと呼ばれる儀禮を行なって、 當時、 危險な存在となりえたのは、 わざわいを防ぎ止めようとしているのである。ただ、資料的な制約があって斷 商王や一部の特權的な階層に屬する人々(たとえば先臣と呼ばれ すみやかに祖靈たちの世界に吸收さ

れなかった靈魂が、生人たちの世界に直接に作用を及ぼしたことを語る物語りである。 |鏖魂の存在を主張するために、そうした物語りのいくつかを例證として引用している。杜伯の物語りは、 いささか時代を下って、 春秋戦國時代になると、いくつか幽靈の復讐譚が物語り化して遺されている。 たとえば「墨子」明鬼篇は 死んでも死にき 次のような内

色の弓を手に持ち、 中し背骨を折って、 いに人が滿ち滿ちた。 宣王は、 とだ。もし死者にも知覺があるならば、三年以内に、きっと我が君に思い知らせてやろう」。それから三年目、 我が君は、 周の宣王は、その臣下の杜伯を殺したが、死に當たるような罪を杜伯は犯していないのであった。杜伯が言った、 諸侯たちを集めて、 罪もないのにわたしを殺そうとしておられる。もし死んだ者に知覺 朱色の矢をたばさんで、周の宣王を追っかけると、車の上の宣王に矢を射かけた。 宣王は馬車の上でたおれ、弓袋の上に身を寄せかけた格好で死んだ。 ちょうど正午のころ、杜伯が白い馬に引かせた白い馬車に乗り、朱の衣冠を着けて現われ、 圃のまき場で卷狩りを行なった。馬車が敷百輛、 王に從う者たちが數千人、野原いっぱ (靈魂) がないなら、 それまでのこ 矢は心臓に命 周の 朱

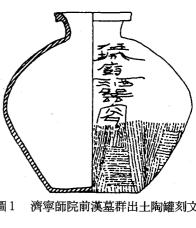
立した背景には、 出現の時刻とその樣子(白は葬儀の色である)とをめぐる一般的な觀念を反映したものなのであろう。朱色の矢を射かけた ここで杜伯の幽靈は、 死靈を生人にとって危險なものだとする觀念があったに違いない。ただ、そうした怒れる死靈と成り得 祖靈が人間に影響を及ぼす際の一般的な觀念を承けたものであるのかも知れない。こうした物語りが成 日中(正午のころ)に、白い車馬に乗って出現したとされている。これは、おそらくは當時の 祖

生きている人々に猛威をふるい得たのである。「春秋左氏傳」昭公七年には、 人の靈魂に限られていたであろう。 たのは、 杜伯が無實の罪で殺されて幽靈となったというように、 當時の言葉でいえば、"强死"あるいは"彊死"をした人物の靈魂であってはじめて、 なんらかの意味で、 次のような物語りが見える。 非命に倒れ、 その死を得なかった人

歩きまわり、壬子の日に、駟帶(伯有の下手人)を殺してやる、來年の壬寅には、公孫段 尋ねた。子産がいった、「鬼も、落ち着くべきところがあれば、たたりはいたしません。わたしは、落ち着くべきとこ 子産が公孫洩と良止 が和睦をした月(この歳の正月)の壬寅の日に公孫段が死ぬと、鄭の國人たちはさらに恐れおののいた。 といっているのを夢に見た者がいた。壬子の日に駟帶が死ぬと、 ろをつくってやったのです」。…… き先も考えず、一齊に逃げだすのであった。 鄭の國の人々は、 「數年前に殺した」伯有のことで神經過敏になっており、 (伯有の子) とを大夫の位に立てて、 刑書を鼎に鑄た歳 伯有を慰撫すると、 鄭の國人たちはますます恐れおののいた。 (昭公六年) の二月のこと、 騒ぎは收まった。 誰かが「伯有が來たぞ」というと、行 (殺害者の一味)も殺してやる、 伯有が甲冑を着けた姿で 子大叔がその理 その次の月に 齊と燕と

明とまでなるのです。 あとに備わる、[それと對照になる]陽なる働きを魂といいます。[高い地位にあって]さまざまなものを手足に使い、 子産がいった、「なれたのです。人が生まれて五官が働くようになると、[その働きを]魄といいます。魄が生まれた なすことができます。ましてや良霄(伯有) ネルギーをたくさん取り入れると魂魄が强力になります。それゆえ、不思議な力を備え輝かしいものとなって、神 [のちに]子産が晉に行った際に、趙景子がこの事件のことを尋ねた、「伯有でも鬼となることができたのですか」。 鬼となりえたのも、 身分のない男女だとて"强死"をすれば、 當然のことではありませんか」。 は、 我が先君、穆公の子孫であって…… [その伯有が] "强死" をしたの その魂魄は、 人に依り付いて、 とんでもない祟りを

ここに見える 鬼, の語は、 死者の靈魂一般を指すのではなく、 たたりをなす死靈を言っているのである。



鬼になれるのか」という質問が出されたのは、 てたたりをなすのだと答える。死靈の民主化が徐々に進んでいたのである になりやすいのは確かであるが、匹夫匹婦だって『强死』をすれば、人に依り付い して、子産は、身分の高いものは、 として脅威をもたらすことはできないという常識があったからであろう。それに對 在世中に取り入れるエネルギーが多いから、鬼 國君の一族の者でも、 普通は、

その生前に特別の地位にあったか、あるいは特殊な死に方をした人々の靈魂だけであった。一般の靈魂は、 命に死んだ人々の靈魂に限られていたのである。すなわち、漢代以前には、死後に危險な存在となりえたのは、もっぱら、 において威力をふるうようになったからだと考えられる。しかし、この時代、そうした危険な死靈になれるのは、 あろうが、やはりこの時期に、祖靈觀念全體に變化があり、特に死靈が廣い範圍 つも遺されるようになったのは、 戦國時代のころから、このような死靈の活躍や幽靈の復讐を述べた物語りがいく 現在に遺されている文獻資料の性格にもよるので 非

發見された、 れる存在となり、 ところが、漢代になると、その生前、 (つぼ) の上に刻された、 前漢時期の石椁墓を中心とした墓葬群 特にその近親者にとって危険なものとなってきた。例えば、 次のような文句は、そうしたことを示唆するであろう(圖一)。 特別な地位にあったのでもなく、また非命に倒れたのでもない人々の靈魂が、 (報告されているのは、あわせて二十五基) 中、 山東省濟寧市、 濟寧師範專科學校の校庭で 第六號墓から出土した陶 怒

を起こすこともなく、すみやかにその個性を失い、

祖靈一般の中に溶解してしまっていたのであろう。

特にトラブル

敖よ、どうか御飯を食べて怒りを和らげてくれるように。どうか御飯を食べて怒りを和らげてくれるように。 敖强飯薄怒薄怒、 この器の中に七斗、いつも一杯に入っている。どうかこの御飯を食べて怒りを和らげてくれるように。 强飯薄怒薄怒、 鄭敖飯常滿此器七斗、 强飯薄怒、 必與仲同飲食、 常尸□□常□□、 必任監洹□之

ならず仲と飲食を共にして…… (?)。

罐を墓中に納めたのである。 れた七斗の食料を食べて、どうか強て怒りを鎭めてくれるようにとの願いを込め、彼の關係者たちが、この刻文のある陶 て讀めば上のように譯せるであろう。 報告者にもその後半部分がよく讀めなかったもので、 すなわち、この第六號墓に葬られたのは鄭敖という人物であって、その中に容れら 全體の意味はつかみにくいのであるが、それを强

た靈的存在を收める壺)とには密接な關係があるとされたことが原因なのであろう。 特別な死に方をしたため、そうした死にかたに對する怒りを和らげてほしいという祈願を込めて、 斗」(圖二)、「朱幼君の飯、 觀念があったものとも推定されるが、 るのである。 りは陶罐に入れた穀物(死者の食料)で和らげることができるのだという、共通した祖靈をめぐる觀念があったと考えられ たのではなかった。少なくともこの墓葬群に關わった人々の間には、 いたであろう陶罐を墓中に納めるという風習がひろく行なわれており、それが、第六號墓出土の陶罐の刻文に見えたよう この墓葬群からは、 死者の怒りを解くためのものと理解されていたことが知られるのである。すなわち、第六號墓の被葬者である鄭敖が 食物によって死者の靈が慰められるとされているのは、 同様の形態の陶罐が、 十斗」などといった刻文が、それら陶罐の上に見える。この墓葬群では、 より根本的には、 全部で合わせて二十八個出土しており、ほかにも「任城の厨の酒器、 かつて述べたことがあるように、 當時、 死者の靈魂はみな怒っておるのであり、そうした怒 死者は飢えており、 祖靈と穀靈(さらには、そうし 口いやしいものだとする 特殊な陶罐が捧げられ 元來は穀物が入って 容は十

ここから出た銅印や陶文に、 じ大きさの副葬品を入れるための椁が設けられるという、 地の鄭氏 ちなみに言えば、この濟寧師範専門學校の墓葬群は、 族の墓地であったと推定されている。 鄭元、 鄭廣、 鄭翁孺、 大部分の墓は、 鄭東何などの人名が見えることから、 前漢の武帝期から王莽期までの、 共通した形態を取っている。 死骸を納めた、 縦二メートル餘の石椁に並べて、 その墓の規模や副葬品の内容から ほぼ百年にわたる時期のもの この墓葬群の大きな部分は、 ほ ぼ同

# **熹**平田 故居用魔体侍机贯践六千钱即日军时知者 兵田即日失相可追 為米書沽酒名半官至日年日月十七日河南睢陽男子蘇氏為村山泛雒陽男子鄭景升弟 甚共给贾昕在

少しだけ大きかったはずで、上下端部分で文字が切れてしまっているように見えるのも、 見て、一般民衆の墓でないことは確かであるが、しかしまた、特に高い身分の一族の墓でもなかったであろう。 面と背面とには、次のような文句がタガネで刻されており、朱がその文字の中に塗り込められている(圖二)。 コしていたためであろう、現在では、上下と左右の側面は擦り取って、平面になるように調整されている。 の長さが三四・九四、 もう一つ、漢代の祖靈觀念に直接に關わる遺物の例を擧げてみよう。 熹平四年(一七五年)の紀年をもつ鉛券である。この鉛券は、後に述べる、鉛製の買地券と共通した形態を持ち、 幅が四・○㎝、厚さは○・二㎝である。ただ、おそらくは出土した時、 西宮市の黒川古文化研究所に所藏される、 そのためである。 腐食のために周圍がデコボ この鉛券の正 元來は、

代金はその日のうちに支拂った。 兩者協議のもとに、 机 熹平四年の四月十七日に、河南洛陽の平民の蘇氏は、 賈錢六千、 熹平四年四月十七日、 錢卽日畢、 虞氏の家の墓冢の上に古くからある石の屛風と榻牀と侍机とを買い取った。その値段は六千錢。 時知者侯田、卽日失相可、這爲券書、沽酒各半、官錢無六十、行錢無五十 河南雒陽男子蘇氏爲叔山從洛陽男子虞景升、 この取り引きの證人は侯田であって、 叔山のために、洛陽の平民の虞景升と景升の弟の虞萇とから、 その場において互いに異存のないことを確認 升弟萇、共衒賣所有冢上故石屛風榻牀侍

しあった。それを證明するために券書(すなわちこの鉛券)を作り、兩者折半で酒を買って[誓いをなした]。官錢に

圖 2 黑川古文化研究所 所藏 鉛券

六十はなく、行錢に五十はない (?)。

牀と侍机とを、六千錢で買い取った。侯田という人物を證人としてその代金を渡し、賣買に異存がないことを確認するた ある蘇叔山の墓地に備えるために)、同じく洛陽在住の虞氏兄弟から、虞氏の家の墓地に以前からあった石製の屛風と楊 折半で酒を買って誓いをなした、というのである。最後の官錢、行錢のことは、よく分からない。 この鉛券が作られた由來を記している。洛陽在住の蘇氏なる人物が、叔山にために (おそらくは死んだ肉親で

券書を作り、 から數年後の光和九年(一八四年)に、この契約が改定された事情が記されている。そうした契約改定が行なわれたこと ための依り代とされていたのであり、それらを死者に屬する物だとする觀念が强かったからなのであろう。 の靈が降臨するとされたものなのであろう。それを虞氏は蘇氏に賣り渡したのである。その賣買のために、 こうした内容の券書が遺されたことだけでも、きわめて珍しいことなのであるが、さらに、この券書の背面 ここで賣買された石製の屛風、榻牀、 當時の祖靈觀念が大きな働きをしていたと推定されるのである。 酒を買って誓いをなすなど鄭重な手續きを取ったのは、思うに、これらの石製品は墓地に備えられて、 侍机は、おそらくは墓地に附屬する祠堂などに置かれていたもので、そこに死者 證人を立て、 死者の それ

連得疾病、 告丘丞墓伯、 光和七年九月己酉朔、十三日甲申直閉、 一恐得冢墓爲言、今故齎錢六千與虞漢威爲賣買行、自今以後不得相干錯、漢威景升萇、汝復錯蘇氏、 於伯頭爲信、 男子虞景升弟萇與男子侯田、 千秋萬歲勿復相索、 共衒賣故石屛風榻牀侍机、 天帝使者告河南雒陽土鄉土亭部社伯都干、 如天帝使者律令 與蘇氏六千、 賣有歲數、 移仟亭佰□□缴、 比年以來蘇氏家中 自令罪重 虞氏墓

K 光和七年の九月、 天帝の使者が、 丘丞と墓伯とに向かって以下のように報告させた。平民の虞景升とその弟の虞萇とは、 河南洛陽の土鄕土亭部の社伯都干に告げて、 己酉朔の月の十三日、 甲申の日、その日は[星まわりが]閉に當たっていたのであるが、その 阡亭陌□ 遊 徼や、 虞氏の墓下の役人たちに書類 平民の侯田と共同し

千秋萬歲まで、 迷惑をかけることがあってはならない。 起こされたものであろう。 からいく年かが經ったが、この數年來、 もとからあった石の屛風と榻牀と侍机とを、 重い罪を犯したことになるのだ。 二度と不足などをいうことがあってはならない。 いま、それゆえ、錢六千を虞漢威に與えて賣買を完全なものとした。これより以後、 虞漢威、 いま、それ故、 蘇氏の一族の中に病氣になる者が次々と出た。おそらくは、 虞景升、 協議のもとに、蘇氏に六千錢で賣り渡した。その賣買が行なわ 錢□乘を用意して、 虞萇よ、 以上を、 おまえたちが、これ以後、 天帝の使者の律令に從い執行するように 墓の近くの野外で固めの誓約をなした。 蘇氏を煩わせることがあ 冢墓から訴訟が

からだと推測された。それで、蘇氏は、虞氏に更に六千錢を與えて、賣買契約を結びなおした。それと同時に、これ以後、 に病人が出た。 われている。 [その祖先を含めて] 虞氏の者は二度と蘇氏を煩わせることがあってはならないとの誓約が結ばれたのである。 表面に記された賣買が成立してから、 すなわち、 そうした不幸が起こったのは、 最初の賣買が行なわれ、 ほぼ十年がたったころ、もう一度、 虞氏の墓の方から、 屛風や榻牀などの石製品が蘇氏に引き渡されて以後、 不服を申し立てる訴訟が 蘇氏と虞氏との間で、 [天に向かって] 契約のやり直しが行な 蘇氏の家では次々 起こされた

特に問題のない時には、 であったことが、こうした反應からも窺われるであろう。同時にまた、不滿を持つ祖靈は、直接に蘇氏に手を下すのでは 懐いたことがその病氣の原因であろうと推測した。 めぐるトラブルを解決するために重要な働きをするとされているのも、そうした祖靈觀念の特徴と一つのものであっ の祖靈觀念の特徴的な様相が見られるのである。 虞氏の墓地に附屬する物品を買い取った蘇氏の家に病人が次々に出た時、 「冢墓が言を爲す」とあるように、その不滿が天への訴訟という形で表明されると考えられたことにも、 表面の刻文に見えるように、こうした一種の冥府の官僚組織は顯わになることはなかった。しか 天帝使者以下の官僚組織が、その鉛券の背面の刻文で、こうした祖靈を 當時の人々にとって、 祖靈の働きが、きわめて身近に感じられるもの 人々はすぐに虞氏の墓中の死者たちが不服を この時代

整備することはしなかったのだ、

ځ

ラブルが深刻になればなるほど、それに對應するために冥府の組織化も進んだのだといえるであろう。 Ļ 旦 問題が起こった時には、 その官僚組織を通じて解決が計られたのである。 社會全般において、 祖靈をめぐるト

視されることはなかったのだとする記述がいくつも見えているという事實である。 代にかけての時期に編纂された書物の中に、古くは墓地で祭祀をするということはなかった、 られる。 特にめだった地位にあったものに限られるのではなかった。 るであろう。こうした大衆化が起こり得たその背後には、 力を行使すると考えられていた。 以上に見てきたように、漢代においては、 そうした變化と直接に關係するであろうのが、最近、 前の鉛券に「洛陽の男子」とあったように、怒れる祖靈となった死者の生前の身分も、 怒れる祖靈や、 人々が共通して懷く靈魂觀念に大きな變化があったのだと考え 不滿を持つ祖靈が普遍的に存在し、 祖靈の大衆化がこの時代の一つの重要な宗教的現象だといえ その意味についていろいろと議論があった、 あるいは古くは墓は特に重 人々の生活に大きな影響 戦國末 から漢

たとえば「禮記」檀弓上篇には、次ぎのような物語りが見える。

った。 ねた、 西南北とさすらう身の上だ。 た、「わたしは聞いている、 孔子は、 「おまえたちは 四尺の高さにした。 門人は三度、 [所在の分からなかった父母の墓を探し出して]、 同じ答えを繰り返した。 なぜ歸るのが遅れたのか」。答えた、「防の墓が崩れたからです」。 孔子は先に歸り、門人たちがあとにのこった。雨が降った。門人が歸ってきた。 昔は墓域は作っても、そこに盛り土をすることはなかった、と。 墓がはっきりと分かるようにしておかぬわけにはゆかない」と。 孔子は、 しとど淚を流すと、言った、「わたしは聞いている、 防の地に合葬することができたあと、次ぎのように言っ 孔子はそれに返事をしな そう言って墓に盛り土 しかし、 わたくし 昔は墓を 孔子が は東

孔子は、 諸侯の間をさすらう身の上であるからという自己辨護のもとに、いにしえの禮制に背いて、 父母の墓に盛り土

う新しい習俗が行なわれるようになっていたが、 期から漢代初年にかけて時期に、墓葬制度の大きな變革があったからだと考えることができる。墓自體を大切にするとい 自分の行ないを咎めるかたちで天の意志が示されたからなのであろう。こうした物語りが形成された背景には、 をした。しかし、天はそれを咎めて、できあがった盛り土を、すぐ雨で壊してしまった。孔子がしとど涙を流したのは、 同時にまた、そうした新しい習俗が、過去の習俗とは異なっているのだ 戰國後半

同じく「禮記」檀弓上篇には、より簡單な言葉で、次のようにもいっている。(三)

との記憶も保たれている時代であったのである。

葬された場所が特に大切にされることがないというのは、民俗學的な視點で見れば、取り立てて特異な現象なのではない。 に對する觀念に相異があるに違いないが、 が行なわれるのは、 で埋葬にともなら一連の儀式が行なわれたあとは、 は墳墓が大切にされているが、 このように、 墓の草取りをするのは、 日本の各地に遺る兩墓制がその一例であって、死骸を埋めた場所は、 祖靈觀念變遷の歴史の中では新しい樣相であり、より古くは、 少なくとも「禮記」が最終的に編纂された、 別の場所に作られた、參り墓などと呼ばれる墓の方なのである。それぞれの文化の中で、 かつては墓は特に重視されることがなかったのだという記憶が傳えられていた。死體が埋 いにしえの禮ではない。 一般的にいって、 死者の親族たちも再びそこを訪れることがない。 死者の肉體と靈魂とを密接なものと考えて、 前漢時代、 あるいはそれより少し遡る時期において、 肉體と靈魂とを分離して考え、 埋め墓、 あるいは棄て墓と呼ばれ、 死者に對する手向け 死骸自體を大切 靈魂のみを大 死者の靈魂 、そこ

に三輛の車を用意することが述べられている (圖三)。 習俗であったと考えられる。 たとえば、「儀禮」既夕禮に見える、 すなわち士葬禮の後半部分において、 薦車の儀禮は、 肉體と靈魂とを分離して考える、 死骸の埋葬に際して、棺を墓地まで運ぶ柩車の外に、 古い形の靈魂の觀念を反映した

別

切にするという習俗の方が優勢であったのである。

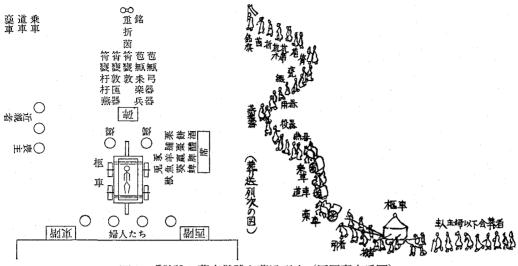


圖 3 「儀禮」薦車儀禮と葬送列次(河原壽市氏圖)

り、 0 ح = の 代 出するに際して、 薦とは入れるという意味。 では、

こうした車を魂車と呼んでいる。

車を並べ

車

を中庭に入れるのは、

死者が

生

たのをかたちどるのである。

現在

漢

そ

鄭玄注にい

堂

页

建物の東の軒先の正面で、

ながえを北向けにして「並べる」。

埋

葬

Ö

前

買

車を

[廟の中庭に]

入れる。

[車を置く位置は]

されている。 最後の附錄された 乘車を 「輛のそれぞれに異なった衣服など載せることについては、 漢代には魂車と呼ばれた車が、 [廟の中庭に] 記 の部分に詳し 入れる。 その乗車には、 乘車、 V, そこには、 道車、 藁車の三輛 鹿の夏の皮を用 次ぎのように記 旣 カン Þ 6 な

る。 て を載せる。 はたを建て、 作っ 道 軍に た前覆いを掛け、 は 皮弁の服をのせ、纓と轡と貝で飾った勒とを衡に懸け 朝 服 (朝廷へ出る際の正裝) 盾と箙とをのせ、 を載せ、 馬に革の綱を付け、 藁車には蓑と笠と 旜 Ų١

れらの *ts* 埋 い 葬に際して、 車が 清 のそれぞれに生前の衣服を載せてゆくのは、 の方苞は、 Ļ١ かなる働きをするのかは、 柩車といっ その働きについて、 l ľ に、 この三輛の車も墓地まで行く。 次ぎのように推測している。 儀禮」 の本文に書かれては なぜであろう。 柩 ے

が墓壙に納められる際、 棺がおろされたあと「その衣服を」 柩車に載せて[墓壙から引き返えし]、 魂を迎え取って

歸って來て、寢廟での祭祀にそなえようとするのである。

墓地からもどってきた魂を安んずるためのものであった。「儀禮」士虞禮に付けられた「鄭目錄」は、 こうした車の機能を反映したもので、方苞の推測を支えるものである。葬儀から歸ったらすぐ、行なわれる虞の祭祀も、 かせて、家廟に連れ歸るために用意された車であった推定しているのである。漢代には魂車と呼ばれていたとあることも、 外に用意される乘車、 方苞が「斂而載於柩車」と言っているのが、具體的にどのような儀禮の細節を考えているのかは分からないが、 次のようにいう。 道車、稟車の三輛の車が、墓中に納められる肉體と分離して、死者の魂を、 おそらく衣服に依り付 虞の儀禮を説明し 柩車の

日中の時に、 虞というのは、安んずるという意味である。士の身分の者が、その父母を葬ったあと、 殯宮において祭りを行ない、その靈魂を安んずるのが虞の禮である。 靈魂を迎えて歸ってくると、

われることはなかったのであろう。 われていたことが知られるのである。 死者の魂が、肉體とは切り離されて、廟にやどるものと考えられ、さればこそ、埋葬のあとは、もっぱら廟で祭りが行な 虞の祭りのあと、 (位牌) を作られ、 定めの日敷を經て、卒哭の祭りをし、その翌日に祔の祭りをする。 廟内での昭穆による配置が定められるのである。こうした一連の死者に對する儀禮からも、 逆にいえば、 死者の靈魂と直接の關係を持たない墓地に對しては、 祔の祭りの際に、 特別の注意が拂 新しい死者のた

ところであるが、後漢時代の蔡邕は「獨斷」卷下において、宗廟制度の歷史を述べて、次のようにいっている。 が行なわれていたであろうが、 - かし、少なくとも漢代になると、こうした古來の祖靈觀念に搖らぎが見えてきた。依然として廟においても祖先祭祀 **靈魂が肉體と切り離しては考えられなくなってきたことの反映であるに違いない。** 肉體を納めた墓のことも無視はできなくなってきたのである。死骸を埋めた墓を大切にす しばしば引用される

だと考えることができるのである。

かれ、 とりにある建物が寢殿と呼ばれ、 墓のかたわらに建てたのであった。 ひと連なりになっていることをいうものであって、 經」(召南、采蘩)には、「公侯の宮」といっており、また頌(小雅、巧言)に「寢廟は奕奕」とあるのは、寢と廟とが というと理解しているのである。「禮記」月令篇に、「[季節の食べ物などは]まず寢と廟とにささげる」といい、 ており、 朝にかたどり、後ろに寢が配されて、生前の寢にかたどるのである。廟には位牌が藏され、 にしえは、 はみな古くからの寢の主旨を傳えたものなのである。 宗廟の制度について、 後方(北がわ) 寝には衣冠や几(脇息)や杖など、生前の生活をかたどる道具が置かれている。 墓地においては祭祀を行なわなかった。 に寢が置かれていたところから、[主君が死んだあとの]宗廟でも、 傳統的な學問の考えかたでは、 そこに平生の衣冠が置かれて、 漢は、それをそのまま引き繼いで改めることはしなかった。 秦の始皇帝の時になってはじめて、寢の建物を廟の外に移して、 以上は皆、 主君の平生の生活において、 宗廟の制度についての文獻的な據りどころである。 生前と同様の生活用品が揃えられているが、これら 前方 この廟と寢とをまとめて宮 前に廟が配されて、 昭と穆との順番で並べられ (南がわ) だから現在、 に朝り (朝廷) 生前 陵のほ が

祖靈觀念の大きな變質が先行し、それが宮廷での祭祀にも影響を與えて、その結果、 なわれるようになってきたのである。 もっぱら宗廟で行なわれていた祖先に對する祭祀が、 時期から漢代にかけての、 帝に始まるという説に、 なしていた祖先祭祀のための建物 蔡邕のこの議論は、 もっぱら皇帝陵における祭祀について論じたものである。また、 なにか歴史的な據りどころがあったのかどうかについても確かめることができない。 おおよその祖先祭祀の場の變遷の方向は、 宮) そうした變化は、 のうち、 寢だけが切り離されて、墓地に建てられるようになったのが、 戰國後半期から漢代初年ころにかけて、 逝去した皇帝に對する祭祀だけに限られず、 蔡邕がいうとおりであったのであろう。 皇帝陵でも墓上の祭祀が盛んになった 宗廟として、廟と寢とでセ しだいに墓地においても行 むしろ一般の人々の ただ、 かつては 秦の: ッ 戰國 ト を

そこで死者に對する奉仕が行なわれるように變化した。 せて宗廟に連れ歸るという儀禮が、 に違いない。 の柩が墓坑の中に納められ、 ることが、次第に困難になって來て、肉體の側近くで、そうした奉仕を行なおうと考えるようになったことが原因である 宗廟の中の寢の建物においては、そこに死者の生前の日常生活の用具が保存されていて、宮人たちが、 死者の靈魂に對して、 前に「儀禮」の既夕禮を引いて見た、埋葬に際して、柩の中の死者の靈魂を衣服に依り付かせて、 明器を並べ終わったあとの手續きを、次のように記述している。 食事を用意し、 後漢の皇帝の場合には、 寢具を敷いたりするのであった。そうした寢が、宗廟から墓地に移され、 その根本の原因は、 次のように變化している。 前に見たように、靈魂と肉體とを分けて考え 「續漢書」祭祀志は、 毎日、 死んだ皇帝 魂車に乗

据えられた〕几(脇息)のところに醴酒を獻じる。 げて續き、さらに器物や衣服を奉じた者たちが續き、それらのものを便殿の中に納める。太祝の役の者が、[靈座に きそう騎馬の者たちもみな、 いう、「どうか幄帳の中の座にお就きください」。そういうと、先に立って中に入り、 死んだ皇帝の魂を付けた『容衣』を載せる。 車のあとに從う。[便殿の]玉帳のもとにおいて、司徒が跪き[皇帝の魂にむかって] 司徒の役の者が「容車を導いて」便殿に至ると、 尚衣の役のものが 容車につ

險な死靈として威力を振うことができる、きわめて特殊な身分の人々の墓地に限って行なわれるものであったのである。 安陽期において、 氏が言うように、 ら容衣に移された死者の魂は、 に見えるような、 墓地に寝がいつ建てられるようになったかについては、 ここに見える便殿は、 すでに墓上でなんらかの祭祀が行なわれていたと推定される。 古くは墓上に享堂が建てられたのであり、殷墟五號墓(婦好墓)の眞上に建物があったことから考えて、 死者の魂が宗廟にもどってゆくとする古くからの觀念は、もう劣勢になっていたことが知られよう。 前後の記述から見ても、 便殿に安置され、 墳丘の側に建てられた寝の附屬施設であるに違いない。 陵墓のすぐ側で日常生活を續けてゆくとされているのである。 楊寬氏と楊鴻勛氏との間で議論のあったところである。 ただそれは、最初にも述べたように、危 柩の中の死體か 「儀禮 楊鴻勛

たという、

文化的、

宗教的な基礎があったと推定できるのである。

後漢の蔡寔の「四民月令」には、二月の太社の祭りに關連して、次のような記述が見える。 秦漢時代になると、墓上祭祀の對象の範圍が、急激に擴大したのである。逆に、この時代になると、 ない。墓上に墳丘が築かれるようになるのも、そうした新しい動きに對應したものであったと考えられよう。そうして、 そうした人々に對しては、 宗廟での祭祀が形骸化していたことを示唆するであろう。かわって墓地での死者祭祀が重要なものとなった。たとえば、 ろ形式的なものとなった。元來は祖先神の依り代として祭祀の中心となっていた尸についての記述が見えなくなることも、 上でなされたものであろう。時代を下るにつれて、そうした墓上祭祀が行なわれる範圍は徐々に廣がりつつあったに違 その魂のみならず、肉體をも危險視して、 その威力を防ぎ止めるための、 宗廟での祭祀はむし 呪術的

が、 って[別に] その日の晩には、 墓祭りのために吉日ではなかったり、 墓祭りの日を定める。 "冢薄" を案じてお供えの準備をし、次の日の朝、 もしくは主君からの命令など他の急用があったりしたときには、 お墓のところで、 それを供える。 もしその 筮竹で占

れを參照しつつ、季節の行事として、墓地での祖先祭祀が行なわれていたことが知られるのである。 後漢時代には、それぞれの官僚たちの家で、おそらく祖先各々の墓の位置などを列記した『家薄』 が作られており、 そ

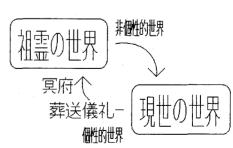
地 せず」といった風に受け取られたのだと理解できるであろう。 化があったゆえに、新しい時代に屬する人々にとって、以前の樣相が「いにしえは墓に祭らず」とか「いにしえは墓を脩 のだと考えられた。 に住む、 墓の形態が現世の住まいの構造をそのままに模するようになったことの背景には、 このように、墓地での祖先祭祀が急激に擴大したことの背景として、靈魂と肉體とをめぐる觀念に大きな變化があっ あるいは少なくとも、 すなわち、 人々の意識の中で、靈魂が肉體と切り離せなくなって來たのである。 祖先の靈魂は墓を通じてこの世に歸ってくるのだとする、 漢代において、廣い階層にわたって墓が熱心に作られ、 死者の靈魂は、 新しい祖靈觀念が廣く定着し このような大きな變 肉體が納められた墓

### 第二章 解注瓶

りの一部分が、 を失って、混沌たる生命力のかたまりとして存在しているのである。 の發祥地だとされることも多い。そこでは、 世界とは別のところに祖靈たちの世界があると考えられた。その場所は、 祖靈にまつわるさまざまな觀念を、 時に分離して、この世界にやってくる。それがこの世での生命の誕生であ (圖四) を描くことができるであろう。一種の生命力の世界として、 最も單純化し、 祖靈たちが、個々に持つ(持っていた) モデル化してみると、 その生命力のかたま 神話的な、 個性 との 人類

って、生まれかわるのである。十分に成長して始めて、死んで、祖靈たちの世界にもどってゆくことができた。この世の に歸れないとされた。そのため、その死骸は甕棺に納められて住居のすぐ側に埋められたりして、再び母親の胎内にもど ゆく。まだ十分にはこの世界で生きていない子供は、幼いまま生命を失っても、 その生命の小さなかたまりが、 一定の期間、 この世界で過ごしたあと、 死んで、 本當には死ぬことができず、 またもとの祖靈たちの世界に歸って 祖霊の 界 冥府 祖靈の世界

の融合を容易にすることを主たる目的として取り行なわれるのである。たとえば日本の民俗で、死者が中陰にあるあいだ、 いる。それゆえ、 力が大きな混沌として存在するのに對して、我々の世界では、生命は小さく分割され、それぞれに個性を持って存在して 重要な目的として行なわれるのであった。 全ての生命は、 葬送儀禮は、 こうした生命の大きな循環の中にあって、死者の魂を、つつがなく祖靈たちの世界の送り返すことを最も 無始以來、こうした祖靈たちの世界とこの世界との間の循環を繰り返してきたのである。 葬送儀禮とそれに續く一連の死者祭祀とは、 祖靈たちの世界とこの世界との最も大きい差異は、 死者の個性をなるべくすみやかに消し去って、 祖靈たちの世界では、 祖靈 生命



現世と祖孁世界 圖 4

に沿った帶狀の地域の墓葬の中から少なからず出土している。

こうした朱書のある特殊な陶器は、

後漢時代の中期から後期にかけて、

死者が生前に着ていた浴衣などを軒端に懸け、 0) のものであった。 效力を期待したからであるに違いない。 非命に倒れた死者のために、 特に流れ灌頂のような裝置を作ってその成佛を祈るのも、 毎日それに水をかけたりする風習は、 死者の個性をしだいに消し去るため 水に對して同様

安陽期には、 ための葬送儀禮は、 死者たちはこの世に未練を遺し、ややもすれば死靈として、その肉親たちにわずらいを引き起こした。そのため、死者の 消し去って、つつがなく祖靈たちの世界に送り歸すことが容易ではなくなってきた。個性はこの世への執着として表現され、 かにして無個性化するかが問題となったのである。しかし、漢代になると、死靈の活躍が廣汎になったことからも窺われ 祖 な個性を持ちえたのは王とその周邊にあった特殊な人々だけであって、そうした人々についてだけ、 靈 般的に言って、 般の中に融合させるのが困難になるのである。先に、中國古代の死靈觀について述べたところで見たように、商代 きわめて廣い範圍の人々がそれぞれに獨自の個性を備えてこの世界で生活し、それゆえ、 ごく限られた範圍の人々の死靈のみが危險なものとされるのであった。すなわち、當時、 ある存在が現世において强い個性を持てば持つほど、その死後、 鄭重で煩瑣なものとならざるを得なかったのである。 生前に持っていた個性を消し去って、 その死後に、 その死後の靈魂をい 現世において大き 個性を

きりしなくなって、 殊な陶器を取り擧げて、そこに朱で書かれた さまざまなものがあったであろう。ここでは特に、 漢代にお いて、 墨書のように見えるだけなのかも知れない)文字(鎭墓文と呼ばれたりする)の内容を見てみようと思う。 死者の魂を、 つつがなく、 なるべくすみやかに祖靈たちの世界へ送り返すために實修される儀禮には、 (例外的に墨で書かれたとされている遺物もあるが、 解注瓶、 解殃瓶、 朱書陶瓶などと呼ばれている、 時代がたったため、 墓中に納められる特 朱の色がは

隴海線

その形態によって、そうした遺物を二種類に分類すること

陝西省の寶鷄から河南省の洛陽を結ぶ、

表1 朱書陶瓶と買地券一覽

part -								
年 代	買	地券		朱書陶瓶	出土地(所藏)	資	料	
建元元年 (前	<b>前140)</b> 王興	圭買地券			書道博所藏			
黃龍元年 (前	<b>前 49) 諸葛</b>	敬買地券				小校	13	
建中元年 (後	き 56) 徐勝	買地券				文物	72-5	
建初六年	(81) 孟靡	嬰買地券	(玉券)			陶齋	蔵石 1	
永元四年	(102)			朱書陶瓶 I	寶鷄	文物	81-3	
永元十六年	(104)			朱書陶瓶Ⅱ	長安縣三里村	文參	58-7	
延光元年	(122)			朱書陶瓶Ⅱ	洛陽	考古	學集刋 7	
延光四年	(125) 李德	買地券			* ·	文物	64-12	
陽嘉二年	(133)			朱書陶瓶 I	陝西鄠縣	考古	與文物 80	)–1
建和元年	(147)			朱書陶瓶Ⅱ	長安縣三里村	文參	58-7	
永壽二年	(156)			朱書陶瓶Ⅱ	洛陽史家灣	考古	89-7	
同 年				朱書陶瓶Ⅱ	書道博所藏	書道	全集 3	
延熹四年	(161) *鍾仲	游妻買地	券		孟津	貞松	堂 15	
建寧元年	(168)			朱書陶瓶Ⅱ	潼關楊氏墓群	文物	61-6	
建寧二年	(169) 王未	卿買地券				貞松	堂 15	
建寧三年	(170)			陶瓶I	洛陽燒溝	洛陽	<b>堯溝漢墓</b>	
建寧四年	(171) 孫成	買地券				芒洛	續篇卷上	
熹平元年	(172)			朱書陶瓶Ⅱ	小杉惣市氏所藏	東博	寫眞資料	
熹平二年	(173)			陶瓶		本文	<b>參照</b>	
熹平四年	(175)			朱書陶瓶	書道博所藏			
		臺買地券	(磚券)		揚州甘泉山	文物	80-6	.
		成買地券			書道博所藏			
光和二年		買地券			洛陽	文物	80-6	
		則買地券	(磚券)		河北望都	望都	二號漢墓	
	(184) 樊利	家買地券				貞松?	堂 15	
光和?年				朱書陶瓶Ⅱ	寶鷄五里廟	文物	81-3	
		枝買地券	4				寶篇卷上	
初平元年	(190)			朱書陶瓶Ⅱ	西北大學所藏	文物	87-6	
同年				朱書陶瓶 I	洛陽燒溝	洛陽	堯溝漢墓	
初平二年	(191)			朱書陶瓶 I	洛陽中州路	洛陽中	中州路	
初平四年	(193)			朱書陶瓶 I	西安市	文物	80-1	

形式の、無釉の朱書陶 胴のふくらんだ瓶で、 なわち、その一つは、 ができるであろう。す あるのであるが、その ではっきりした區分が 瓶の間には、形態の點 式と呼ぶ。この二つの くもの。これを第二形 張らず、平たい底がつ りと折れ曲がり、胴は すぼまり、肩がはっき る。こうした形態を第 きな底を持つものであ り、平たい(少し内に 背が低く、口がすぼま つは、背が高く、口が へっこむこともある)大 一形式と呼ぶ。もう一

區分は必ずしも時代性や地域性を直接に反映するものではない。そうした違いが、 残念ながらまだよく分かっていないのである。 いかなる文化的な差異に由來するのか

建寧元年(一六八年)あたりまでの時期には、十年に一例ほどの割り合いで遺物がのこるのに對して、それ以後には出土 つの時期に分けて整理をしてみたい。 例がもう少し集中してくるようである(表一)。そうしたことで、建寧以前の時期を前期、それ以後を後期と、便宜的に二 でに得られた、紀年銘のある遺物を並べてみると、一世紀末から二世紀初頭にかけてのものを最古の例として、それから こうした朱書陶瓶に書かれた文句の内、代表的なものをいくつか、以下に、ほぼ年代順に擧げていってみよう。 現在ま

瓶で、 してしまっていて、文章はよく讀めない(圖五)。 前期の遺物の中でも、年代的に最も古いのが、採集品であるが、陝西省、渭水上流の寶鷄市鬪鷄臺で發見された朱書陶 永元四年(九二年)の紀年を持つものである。 その形態は第一形式に屬している。ただ、殘念ながら、文字が剝落

,	and the							
	圖 5	寶雞	<b>湯採</b> 集	(永	元四年	年銘際	可瓶 -	
死人には家(冢)室を賜い、生人には廬舍を賜う生人は 比 に入り、	永元四年、十二月乙未朔の月の、二十五日の己未の日、八魁九□、天門	九十九[歲]不□[祁][請]天帝爲之[者]□□□□□如律令	□□□生人入比死人入[指][生][人]□行死人[?]落徙[令][以][行]	□□之[眞][公]欲[去]北斗□[公]□□□□□□□[天]門□□去□□	□□[敢]言之□[大]□[去]□□□□□賜□[家]室生人賜廬[舍]□□	之0000000000000000000000000000000000000		永元四年十二 [月] □□□□□五日 [□] [未] □□ [陳] □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

死人は指 (?)に入る。生人は□行し、死人は落徙す……律令の如く執行せよ。

が早くこの世のことを忘れてほしいと祈る要素も含まれていたことを忘れてはならないであろう。 しているのだと强調されていることに注目したい。すなわち、死者の靈がこの世に留まって災いなどを引き起こすことな 言うとき、子孫が祖先の靈をいつまでも大切にして、鄭重に祀り續けてゆくという側面が强調されるが、實は、 もむかせようというのが、こうした陶瓶を墓中に納めることの主目的であったことが知られる。 という文句は、 く、すみやかに別の世界 この銘文は、 以下に擧げる朱書陶瓶の銘文の多くに見えるところであり、 ほとんど讀めないのであるが、そうした中でも、生人と死人とには明確な區別があり、 (祖靈たちの世界)に行くようにと願われているのである。 死者の靈魂をすみやかに祖靈たちの世界にお 死者と生者とが別の世界に屬するのだ 中國における祖先崇拜を 異なった世界に屬 祖先の靈

しており、 體が天帝によって管理されていると考えられたからだと推定される。 なってきていた。 然としたものから、 期に屬する、武氏祠堂の畫像石に見える北斗七星の神の圖像からも窺われるところである。祖靈たちの世界も、期に屬する、武氏祠堂の畫像石に見える北斗七星の神の圖像からも窺われるところである。祖靈たちの世界も、 う北斗公のもとに行くとされているように讀める。 であったことは、 この銘文では、 死者の死後の運命も、そうした天帝を主宰とする官僚組織の中の命令系統(文書行政)を通じて決定されるの 缺落が多くてはっきりしたことは言えないのであるが、死者は、天門をくぐり、その先に居るのであろ 朱書陶瓶や、後に述べる買地券からも窺われるところである。 またこの銘文の最後に天帝の名が見えるのは、死者がつつがなく往生することを祈る、 そこを支配する神や、そこへ行くまでの過程で經過せねばならぬ神々の役所などが想定されるように 死者が北斗のもとに行くとされていたことは、たとえば、 中國では、古くより冥界の官僚組織化が著しく進行 こうした儀禮全 後漢の後半 元來の漢

は 號後漢墓出土の、 二つの朱書陶瓶が出土し、 この銘文に見えた北斗については、 第二形式の朱書陶瓶に、 兩者は、 形態も文章の内容も共通するところが多い。その内の一つは前室に附屬する右耳 以下のような文句が見えるのが參考となろう。 後期に屬する例があるが、 同じく寶鷄市の鏟車廠 なお、この鏟車廠 (フォークリフト工場) 一號墓から

永元四年墓のものに次いで古い朱書陶瓶は、

陝西省長安縣三里村出土の、

永元十六年 (一〇四年)

するなんらかの儀禮が行なわれたものであろう。その朱書には、次のように記されている。 室から出土し、もう一つは、 冥途に持って行く六文錢と同じ性質のものであったと考えられる。 墓門の内側、 東南隅の磚で作った臺の上に置かれ、 臺上に据えられた朱書陶瓶を用いて、 その中に五銖錢が入っていた。 この 死者に對 五

黄神北斗主、 爲葬者阿丘、 鎭解諸咎殃、 葬犯墓神墓伯、 行和不便、今日移別殃害、 須除死者阿丘等 ? 無責妻

子子孫姪弟賓客、因累大神、如律令

和 とおりに執行していただくのである。 べきであって、妻子や子孫や姪弟や賓客を責めることがあってはならない。それゆえ大いなる神を煩わせて、律令の 黄神北斗主は、 (和氣?)を流通させるのを妨げるところがあるならば、今日、その殃害を移別して、死者の阿丘の□を除き去る ここに葬られた阿丘のために、 もろもろの咎殃を鎭め解く。この埋葬が墓神や墓伯の邪魔をして、

内容には分からない部分が多い。ここで强いて付けた譯も暫定的なものであり、似たような文例を持つ遺物が出土するのを ている。 する存在であった。そのことは、 五里廟一號後漢墓から、 「天帝使者」と書かれているところに「黃神北斗主」とある。天帝使者と黃神北斗主とは、 以下の銘文の引用と同様に、ここに擧げた釋文も、楷書への文字比定がこれでよいか、多分に疑問であり、さらにその 類似した機能を擔った神であったことは確かであろう。 訂正を加えねばならない。この朱書の例では、以下のいくつかの引用例にも見えるように、 銘文の内容は、 光 [和] 後期の觀念を反映したものなのである。 ×年(一七八年~)の紀年があるものが發見されていることも參考になるであろう。 次の章で纏めて考えたいと思う。 黄神は、 黃神北斗の文字が見える朱書陶瓶として、 なお、 これら朱書陶瓶に關わる儀禮の中で大きな働きを 發掘報告は、この墓を後漢晩期のものと推定し 同一神格と斷定はできないま 普通の朱書陶瓶で 外に、寶鷄市

の紀年を持つもので

### 

態は第一形式に屬している(圖六)。 陽嘉二年八月己巳朔、六日甲戌徐、天帝使者謹爲曹伯魯之家、移央去咎、遠之千里

文とともに書かれていた次ぎのような文句は、注目すべきものである。

なお、

この陶瓶の形

陽嘉二年(一三三年)の紀年銘がある朱書陶瓶が出土した。そこに、

墓から、

西安市西南に位置する鄠縣の、朱家堡後漢墓は、

咎□大桃、不得留□、□至之鬼、所徐□□、生人得九、死人得五、生死異路、 從今以長保孫子、 壽如金石終無凶、何以爲信、 神藥厭鎭、 封黃神地章之印 相去萬

で封印をしたのである。律令の如く執行するように。 によってそのことの保證となすのかといえば、 今よりのち、長く孫子を保ち、壽命は金石の如くにして末末まで凶事はないのだ。 ここに留まっていてはならない。□至の鬼は徐する所□□(?)。生人は九を得、 の家のために、 人は五を得ているのであって、生と死とは路を異にし、萬里も隔たっているのである。 八月、己巳朔の月の、六日甲戌、徐の日に、天帝使者が謹んで曹伯魯 殃を移し咎を去って、千里のかなたまで遠ざけた。咎□大桃(?)は 神薬によって厭鎭をし、 黄神地章の印 何 死

では、死者の荒ぶる死靈がこの世の肉親たちに煩いをもたらさぬようにとの祈願がこの朱 神地章の印による封印を行なうとされている。實際に天帝使者の印章や薬を入れた罐などが 書陶瓶に込められるだけでなく、 この銘文でも、 生者と死者とは屬する世界が違うのだと强調されている。 そのための具體的な方法として、 神薬による厭勝や、黄 さらにこの例

道教的な符

前後二室からなる磚室墓である。

的な方法が開發されていたのである。 は そうした儀禮の中で、天帝の意志を承けて、 出土していることから見て、 荒ぶる死靈の脅威を『殃』というかたちで對象化し、その對象化された相手を無力化させるために、 初期道教經典などに見える「黃神越章」と通じるものであって、 そうしたものを用いた呪術的な儀禮が、 死者と生者との安全を保證するのが、天帝使者であった。 黄神の用いる大地の印章の意であろうか。 墓地で實修されていたであろうことが推定される。 なお、「黃神地章 さまざまな呪術 このよう

その墓道に、もう一つの耳室が附いており、そこにも、 の紀年を持つ朱書陶瓶を見てみよう。 前期に屬する例として、さらにもら一つ、西安市の東郊、 ほぼ同文の六つの朱書陶瓶が納められていた。二十四から二十五四の高さを持つ、 次のようにあった。 この墓の主體部は、主室と後室と、それに附屬する左右の耳室からなるのであるが、 主體部とは獨立した、別の埋葬が行なわれていた。この墓道の耳 長安縣三里村の後漢墓から出土した、 第二形式の陶瓶である。 建和元年 四七年 その銘

鉛人池池、 建和元年十一月丁未朔、 重復鉤挍日死、 能春能炊、 或同日鳴、 上車能御、 十四日解、 重復鉤挍日死、 把筆能書、 天帝使者謹爲加氏之家、 告於中高長、 告上司命、 下司錄、 伯上游徼、 別解地下、 子孫所屬、告墓皇使者、 千秋萬歲、 後死婦加亡、 永無相墜、 方年二十四、 轉相告語、 物與生人、 等汝名借、 故以自代鉛 食□九人、 或同

とを確認し、 Ļ 役所にある名籍を比べあわせて、 下のように別解をした。 建和元年の十一月、丁未が朔の月の、 上は司命、 P 下は司錄など、 しこの日のこの鳴 後死の婦 その子孫の壽命が屬している役所に告げ、 もしこの歳のこの月にその名前があれば、丁寧にチェックをしてこの日に死んだこ の加 (時刻?) (死者の名) 十四日の解の日に、 にその名前があれば、 が死亡をした。 天帝使者が謹んで加氏の家のために、 年はちょうど二十四である。 丁寧にチェ また墓皇使者に告げて、 ッ クをしてこの日に死んだことを確認 おまえたち、 地下の神 [加が死亡したこ 々 地下の ĸ 以

とを
] 廣く告げ知らさせるように。それゆえ、 上の游徼とに告げて、千秋萬歲まで、いつまでもこのことを忘れないようにさせるように(?)。…… 舂くことができ、ご飯を炊くことができ、馬車に乗れば運轉ができ、筆をとれば字が書けるのである。 鉛の人形をその身代りとする。 その鉛の人形は勤勉であって、 中高長と、 陌

出土している。高さが十八㎝で、これも第二形式のものである。ただ殘念ながら、その銘文はあまりよく讀めない。次ぎ 文中で、死者は『後死』の婦と呼ばれているが、同様の表現は、たとえば初平四年王氏朱書陶瓶にも見えるものであって、 くとされている鉛の人形は、この墓から、六・五㎝のものが二つ、發見されている(圖八の鉛人を參考)。 祖先たちの目からすれば、 は賄賂によってそうした拘引を免れたりする話しは、 いてなされると考えられていたことは確かである。その名簿が不明確で間違った人物が冥府に連れて行かれたり、 死者や生者を管理する名簿があるとする觀念は、 女性の死亡を確認するように命じたとする全體の筋書きも、あるいは全く誤っているかも知れない。ただ、冥土の役所に この墓は、 この朱書文字も讀めないところが多い。ここに付けた譯文の、天帝の使者が、 別の墓の墓道に、耳室のように附屬しているのであった。その主體になっている墓からも朱書陶瓶が一つ、 新しく死んだ者が『後死』ととらえられたための表現なのであろうか。 他の朱書陶瓶にも見えており、 魏晉南北朝期の志怪小説にしばしば見える所である。 死者の冥府への召喚が、その名簿に基づ 地下の役所にある帳簿の上で、 なお、 死者の代わりに働 また、 加という あるい

永元十六年十二月庚戌……死者、死者壹去……不反、□皇……

のような内容である。

と考えられ、祖先の墓の一部を借りて、墓室を作ったものであろう。朱書陶瓶の紀年によれば、 た文句である。 「死者は、 永元十六年は、後漢和帝の時代で、紀元一○四年のあたる。すなわち、最も早い時期の朱書陶瓶の一つである。 ひとたび去ったら、もうもどってこない」とあるのも、死靈の煩いを免れたいとする、生者たちの願いをこめ なお、先に見た、墓道の耳室に葬られた人物は、 その主體部の墓に葬られた人物と同じ一族に屬していた 兩者の間に四十年餘りの

の如く執行するように。

るのである。 時間の隔たりがある。同じ一族の中で、墓中に同一形式の朱書陶瓶を納めるという風習が承け繼がれていたことが知られ

いものである。 る。 告がない。また、銘文も、描き起こししか見られず、疑問がのこるところが少なくない。ただその内容は、きわめて興味深 もら一つだけ、前期の朱書陶瓶の例を擧げてみよう。洛陽史家灣村出土の、永壽二年(一五六年)の銘をもつ遺物であ 陶瓶の形態は第一形式に屬する。この墓は、徹底的に盜掘を被っているとのことで、墓葬狀況については、詳しい報

永壽  年五月
追逐天下、捕取五□、豕(?)之符、晝制日、夜□□、乘傳居署、超度關梁、□[謹]攝錄伯鬼、名字無合得逃亡、
近留行、遠□生、□□(渓)山主隻致榮、□□□□□互女嬰、執火大夫燒汝骨、風伯雨師揚汝灰、沒□□者使汝築灰垣五
百□、□戌其上、沒戌其下、秦其□汝、黄帝呈下、急□舟□、□神玄武、其物主者慈石(磁石?)他(也)、[如]建(律)
永壽二年の五月直の日、天帝使者が□□(死者)の家のために、わざわいを鎭めるべく、大黃印章のある書類
を移し(役所の間でまわし文をして)、四時(四つの季節)と五行の神々に命じて、天下をへめぐり、五つの□(わざわいの
もと)を捕えるようにと命じた。(以下、よく分からない。與えられた符は威力のあるもので、それを持って、驛傳
に乗り、關所や橋をこえて、邪鬼の親玉を捕えるように。その邪鬼の名前が正しく書かれていないと、逃亡してしま
う、という、おおよその意味であろう)。[その邪鬼が捕えられると]執火大夫がおまえ(邪鬼)の骨を燒き、風伯と
雨師とがその灰を吹き飛ばしてしまうだろう。(以下もよく分からないが、黃帝、玄武などの神の名がみえる)。律令

これもまたよく讀めないところの多い銘文であるが、死者を出した家にやってくる災いを、樣々な神を動員し、きわめ



ら觀念は、すでに見た、同じ脅威を"殃"として對象化し、それ

ような格好で配置された例があることは、朱書陶瓶に邪なる存在

か。後にも述べるように、こうした朱書陶瓶が墓室の入口を塞ぐ

に呪術を施すという方法よりもさらに一歩進んだものと言えよう

脅威を邪なる存在(あるいは邪氣)の活動に置き換えて考えるとい

て大げさな方法で除こうとしているところに特徴がある。

が、「神仙傳」の物語りにも反映していたものであろうか。 て退治したといった物語りを連想させる。あるいは、こうした朱書陶瓶を用いた葬送儀禮を管理していた呪術者たちの像 するという筋書きは、 らには生きているその肉親たちをも守ろうとしているのである。銘文に見える、天下を逃げまわる邪鬼を追いかけて抹殺 の銘文では、その邪なる存在を形象化した邪鬼を想定し、その邪鬼を脅して惡事をなさせぬことにより、 たとえば「神仙傳」卷五、欒巴傳に、欒巴が廬山廟に巢くっていた廟鬼を追いかけて齊郡まで行っ の侵入を防ぐ效能があると考えられたからであるに違いない。こ 墓中の死者、さ

だ後期になると、その銘文の中で、死者の"謫" 次ぎのような銘文が見える(圖七)。 ろう。たとえば、小杉惣市氏所藏(東京國立博物館展示)の、熹平元年(一七二年)の紀年を持つ、第二形式の朱書陶瓶には、 くまでも便宜的な區分にしかすぎない。朱書陶瓶の銘文の内容にも、前期と後期とで、大きく差があるわけではない。た 後漢時期の朱書陶瓶を、 建寧元年(一六八年)を境にして、 に言及されることが多くなるという、 前期のものと後期のものとに分けたのであるが、これはあ おおまかな變化は指摘できるであ

熹平元年十二月四日甲申、爲陳叔敬等立冢墓之根、爲生人除殃、 爲死人解適、 告北冢公伯、地下二千石、倉林君、



粉相不能於

\* - - - 4 仓型

惡者の五精は自からその殃を受けるように。

急急に

[律令の如く執行せよ]と。

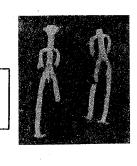


圖8 靈寶張灣出土 朱書陶瓶と鉛人

善者陳氏吉祥、惡者五精自受其殃、急。

生人就陽、

死人下歸陰、

生人上就高臺、

死人深自藏、

生死各自異路、

急如律令、

ある。 ぞれに路が異なるのである。 倉林君と武夷王とに告げた。 ためには殃を除き、 熹平元年の十二月四日、 生人は上って高臺におもむき、 死人のためには適 甲申の日に、 急ぎ律令のごとく執行するように。善なる陳氏には吉祥多く 生人は陽におもむくのであり、 死人は深く自からを藏するのであって、 謫 陳叔敬らのために冢墓の根 を解こうとして、 死人は下って陰の歸するので 北家公伯と地下の二千石と (?)を立て、 生死はそれ 生人の

をいう。 死者が別の世界に隔離されればそれで濟むとされるのではなく、 れ にと願われている。ただ、 なる世界に屬することが强調されて、 墓葬群から出土した例を擧げることができる。 て來たことは注目に値いしよう。 ることが祈願されているのである。 同様に死者の この世に遺っ の銘文でも、 後漢の末期近くなって、 解論, 生者と死者とは路に異にして、 た生者もわざわいから逃れられるのだとする觀念が成長してきたのである。 をいう朱書陶瓶として、陝西省と河南省との境に近接する靈寶張灣 その際、 死者儀禮の中で罪と罸との觀念が大きな意味を持つように 生者が殃を免れるのみならず、 それまでのように、 死者が別の世界にあって、 謫とは、 この墓葬群のうちの第五號墓から、 譴責の意。 生者は上の陽なる世界に屬し、死者は下の陰 死靈の怒りを恐れる心理が先に立ち、 上級の者 死者が謫から解放されて始め 現世に影響を及ぼさない 死者が適 (神々) から責められる罪 (謫) から解放さ 第 形式 、よう

( 圖

陶瓶が五つ出土し、そのうちの四個に、ほぼ同文の朱書があった。次ぎのような内容である®

謹爲楊氏之家、 歲二千萬、令子"孫"士宦位至侯公、富貴將相不絕、 鎭安隠冢墓、 謹以鉛人金玉、爲死者解適、 移丘丞墓[伯]、下當用者、 [爲] 生人除罪過、 瓶到之後、 令母人爲安、 如律令

實際の事務に當たる者に命令して、律令に從って執行させるように。 らしめ、[死んだ] 宗君は、 めに謫を解き、 にいたり、富貴を得、大將大臣となるものが絕えることがないよう取り計らうように。丘丞と墓伯とに文書を同し、 天帝の使者が、つつしんで楊氏の家のために、冢墓を鎭め安んじる。つつしんで鉛人と金玉とをもって、 生者のために罪過を除く。 地下の租税を、歳ごとに二千萬石あて食べて、子々孫々にいたるまで、 この瓶が[冥府に]到着したならば、[あとに遺った]母人たちを安穩な 仕官しては侯公 死者のた

れば、 號墓から後漢末期の五銖錢が出土していることを考え合わせれば、この墓も後漢末期のものと考えてよいであろう。 であるに違いない。 に送られたのは、 この銘文では、 鉛人の方は、 至ったら、 この鉛人が死者の身代りとして勞役に服し、その謫を解くと考えられたのであろう。また銘文には、 なおこの五號墓は、この墓葬群の中でもおそい時期に屬するものとされ、 この五號墓から、確かに二つの鉛の人形が出土している。 これこれのことを執行せよと書かれている。一種の命令書であるこの朱書が、陶瓶に書き付られて冥府 鉛人と金玉とによって、死者の謫を解き、生者の罪過を除くといっている。金玉については分からない 壺という器形のうつわ一般に、この世と祖靈たちの世界とを結ぶ働きがあるとする傳承に基づいたもの そうした壺の機能をめぐる民俗的な傳承については、 小論「壺形の宇宙」を參考していただければ幸 前に擧げた、建和元年の朱書銘と考え合わせ ほぼ同時期のものと推定される第四 この瓶が

ちなみに、 の侵入を防ぐことを目的として、 この靈寶張灣五號墓出土の四つの朱書陶瓶は、 その第五號墓においても、封鎖された墓門の内側に、入口をさえぎる形で、第二形式の陶瓶が横一列に並べ そのように配置されたものであろう。 この墓の前室と中室との四隅に配置されていた。 参考になるのは、 陝西省潼關の楊氏墓 おそらく邪

こからあまり離れていない、靈寶張灣の楊氏の墓葬も、同じ楊氏一族の關係者の墓であったろうと推定されている。 ための配置であったに違いない。この潼關の楊氏墓葬群は、當時の有力な豪族であった弘農の楊氏のものと考えられ、 そのうちの一つに建寧元年(一六八年)の朱書があったことである。これもまた、墓門から入って來る邪氣を防ぐ

は分からない。 熹平四年十二月[甲][子][朔]三日丙申、天帝止封鎭定邑里死人[胥][文]臺家墓、 移丘丞墓伯、 地下二千石

**熹平四年(一七五年)銘を持つ墨書(朱書?)陶瓶の例を擧げてみよう。これは、** 

中村不折氏の所藏の遺物で、

出土

閱 地下茫茫、死人歸陰、生人歸陽、生人有里、死人有鄕、生人西屬長安、死人東屬大山、 [墓]上墓下、中央大□、墓左墓右、云門蔡酒、蒿里父老、令胥文臺家、子孫[後]世、 人參應□、 地下有適、蜜人代行□作、千秋萬歲不復□生人、相胥氏家、生人子孫、富貴豪彊、貲財千億、子孫番息 以謝墓主、 封鎭到□□□、胥氏家冢中三曾五及、皇□父母、離丘別墓、後葬之□、勿令代作、各安其 樂無相念、 無□復有死者、上天倉倉 苦無相思、大山將

曠戶以閉、

累君後世、

令無死葬、

他如天帝日止鎭令

があるならば、 苦しみがあっても互いを思うことがないように。太山が死者の檢閱を行なうときには、 天は蒼蒼とあおく、地下は茫茫とはてしなく、生人は陽界の里に屬し、死人は陰界の鄕に屬して、生人は西方の長安 まわし文をして、胥文臺の家において、子孫後世にいたるまで、もら死者を出させることがないようにと命じた。 を封鎭すると、丘丞と墓伯、 の支配を受け、死人は東方の太山の支配を受ける。樂しいことがあっても『生者と死者とは』互いを念うことなく、 家を相けて、生者たちの子孫は、富貴豪彊に、財産は千億にもなり、子孫はいっぱいに増えるようはからうように。 熹平四年の十二月、甲子が朔である月の、三日の丙申の日に、 蜜人が死者の代りに勞役に從うであろう。 地下の二千石、[墓]上墓下、中央大□、墓左と墓右、云(魂) 千秋萬歳まで、ふたたび生者を煩わせることがなく、 天帝の止 (?) が、 定邑里の死人[胥文]臺の冢墓 人參が□に應じ、地下で謫罸 門祭酒、 高里父老らに

從わせてはならない。それぞれがその所に安んじ、壙戸(墓門)が閉じたあとは、 皇□父母(祖先たち)は、 謹んで金銀□深を捧げて、墓主に感謝をする。 墳墓を離れて「祖靈たちの世界に行けるように」。後葬の□(死者の名) この封鎭のための瓶が到着したならば、胥氏の家の冢中の三曾五及 子々孫々にいたるまで、 を、 代わりに勞役に 死葬を出

させることがないように。他はすべて天帝の日止(?)の鎭令のごとく執行せよ。

ら考えれば、蜜蠟で作った人形なのであろうか。人參は、他の朱書銘文に見える『神薬』 裁きを受けるとされた觀念の存在を、 を受けるとされていることある。 で對應し、地下の謫に對しては蜜人を身代りとして働かせるという。蜜人とは、鉛人と同様の役割を果たしていることか この銘文も讀みにくいところが多い。ただ注目すべきは、その銘文の中で、死者は太山の支配に屬し、太山において"閱 人參とあるように、人として、死者の代理もつとめられるとされたものであろう。 後漢から南北朝時期にかけて盛んであった、死者が太山におもむき、 出土遺物からも確かめることができる例である。 この銘文では、 にあたるものであろうが、 そこで太山府君の 太山の聞には人參

いう。 第四號墓から出土した。 後漢時代の朱書陶瓶のうち、 その銘文は以下のような内容である。 形態は第一形式に屬し、 もっとも下る紀年を持つのが、初平四年(一九三年)の遺物で、 高さは十七・七㎝。 中に漢白石(大理石、硬玉の類)が一つ入っていたと 西安市和平門外雁東路

石、蒿里君、莫黃莫主、 初平四年十二月己卯朔、 謹奉黃金千斤兩、 莫故夫人、 用塡塚門、 十八日丙申直危、 決曹尚書令王家冢中先人、無驚無恐、 地下死籍削除文、 天帝使者、 他央咎轉要道中人、 謹爲王氏之家、後死黃母當歸舊閱、 安隠如故、 和以五石之精、安冢莫、 令後增財益□、千秋萬歲、 慈告丘丞莫伯、 利子孫、 故以神瓶

## 震郭門、如律令

初平四年の、 後死の黃母(死者の名)のために、彼女が舊閱 十二月、 己卯朔の月の、 十八日の丙申、 (祖先たちのところ?)に歸ろうとする時にあたって、ここに丘 [星まわりが] 危にあたる日に、 天帝の使者が、 謹んで王氏 もないであろう。

それゆえ神瓶でもって郭門 ように。 家族が増すよう、 ろう)の冢中の先人たちが、驚くことなく恐れることなく、以前と變わらず安穩にして、以後、 丞と墓伯、 五石の精でもって[邪氣を]調和させ、 (墓門) 地下の二千石、 を鎭める。 千秋萬歳にわたって、殃咎がないようとりはからうように。謹んで黃金千斤兩を捧げて、それによ 蒿里君、 (墓門) を鎭めるのである。 地下の死籍から名前が削除され、それ以外の殃咎も、見知らぬ他人におしつけてしまう 墓黃 (皇)墓主、墓故夫人らに告げる。決曹尙書令の王氏の家 家墓を安穩ならしめ、子孫には幸いが來るようとりはからうように。 律令の如く執行せよ。 財産が増えるよう、 (死者の夫の家であ

風習の中にしばしば見られるところである。 がある。災いを知らぬ人にくっつけてしまえば、その災いから逃れられるという、いささか無責任な考え方は、 州路出土の、 幸いをもたらすようにと願われているのは、逆に言えば、この時代、 に轉嫁してしまうとあるのも、そうした殃咎の處理が葬送儀禮の中で重要視されたことの反映であるに違いない。洛陽中 ていた漢白石を指すのであろうか。この銘文は、 動搖しやすいと考えられたのは、 たことを表わしている。 "神瓶"とあるのが、この朱書陶瓶自體を指していうもので、"五石の精" 初平二年(一九一年)の紀年を持つ朱書陶瓶にも、「其の殃 [咎]を轉じて道行の人に付與する」という文句 死者の靈魂が安らいで、惠み深い祖靈となることは、 實はこの世にある人々の魂が不安定であることの直接の反映であったことは、 また銘文の中で、 直接には死者の罪について言及することがないが、 | 家墓の中の祖先たちが、心を驚かせることがなく、子孫に 祖先たちの靈が動搖しやすいものだと考えられてい なかなかに困難であった。 というのは、 殃咎を この陶瓶の中に入っ 祖先たちの靈が 言うまで

以 正確な讀みを付けるためには、 上 に後漢時代後半期の墓中より出土する朱書陶瓶のうち、 もっと多くの出土例との比較が將來に待たれているのである。 特徴的なものを選んで、 いくつかの銘文を讀んでみた。 こうした遺物に見える

うになるという變化があったのだと推定できるのである。 たのも、そうした世界をいう、漢代的な表現なのであろう) してしまおうという考え方から、死靈がなかなかこの世との關係を斷ち切って祖靈たちの世界(銘文中に おおまかな變化があったであろうことについては、先に指摘したところである。すなわち人々は、荒ぶる死靈を單に隔離 れない。ただ、 禮が盛んになっていったであろうことが推測される。早い時期の銘文も下る時期の銘文も、その内容に大きな變化は見ら 現在までに出土した例で見るかぎり、時期がおそくなればなるほど出土例が増える傾向にあり、こうした陶瓶を用いた儀 ないようにと願っているのに對して、あとの時期の銘文では、死者の謫や生者の罪過の解除が願われるようになるという、 紀年の幅は、南北朝期に下る、敦煌晉墓など例外的な地域の遺物を除けば、後漢時代の後半期の、 早い時期のものが、もっぱら生者と死者との區別を强調し、死靈がこの世に留まって威力を振るうことが に歸れない原因に、 個人が負っている罪を考えようとするよ ほぼ百年の間に收まる。 "舊閱"とあっ

界にもどれないのは、惡事に對する罸を受けていないからなのであるが、その罸は身代りを立てれば免れることができる 者の ものであって、必ずしも個人の存在に關わる、宗教的な意味での罪ではなかったことに留意すべきであろう。 れるところである。 そうした罪の觀念は、 "謫"を解くために、身代りとして"鉛人"(あるいは あるいは "路人"にくっつけて遣ってしまえば濟むともされている。 宗教的なものというよりも、 刑罰としての色彩が强いものであったといえよう。 『蜜人』)が勞役に服すると讀める銘文があったことからも窺わ 死者がすみやかに祖靈たちの世 そのことは、

れている。第 あるが、後漢時期の遺物といっしょに出土したという。この陶瓶には、 周の王城遺跡近邊から出土した朱書陶瓶である。 あるいは、こうした陶瓶自體が『解注瓶』と呼ばれている例もある。次に示すのは、河南省洛陽市の新市區に位置する、 (圖九)。 高さは十五㎝足らずで、器形は第一形式に屬する。 呪術的な符文のあとに、次ぎのような文句が書か 詳しい年代は不明で

解注瓶、百解去、如律令



も止むことがない。

ばれていたのである。 あったことは 死者がその肉親におよぼすわざわい(あるいは祟り)という意味であったと考えられる。 「解注瓶」とあるのが、この器物の當時の呼び名であろう。すなわち、この朱書陶瓶は、「注を解する瓶」と呼 魏晉南北朝期の道教經典などの用例からも確かめることができる。たとえば、東晉時代の神降ろしの記錄 續いて「百解去」とあるのは、 とえば卷七では、荀中候なる眞仙が次のように告げている。 も見えるが、これらは家の祖先が子孫に及ぼすわざわいをいうものであったと解釋できる。 「眞誥」の中には、「鬼注」「注鬼」「墓注」「冢注」「注氣」などと、 今年は許氏の家の鬼注がいささか發動するのであるが、 命君と范中候とがすでに[冥府の方に]申しひらきをしており、右帥晨の許肇も深く氣に かけている。なんら心配することはないのだ。 本年の六月、許長史に體調がすぐれぬという心配事があるが、 全てを「解し去る」という意味であろうか。 心配するほどのことではない。 重い病氣にはならない。 注の付くことばがいくつ 注の語にそうした意味が 「解注」の「注」とい

うのは、

銘文に

同じく ここでは、 家に病氣があり、死人が出、景氣が惡くなってやっかいごとが起こり、怪しい光があり、 「眞誥」卷七の、眞仙の保命君が許長史に答えたことばの中にも、 許氏の家にまつわる「鬼注」が發動するため、 許長史が病氣になるとされてい 次のようにある。

家訴と墓注とを解くことだけが肝要だ。もしそれが解けなければ、わざわいは、いつまで

惡い夢を見、

財産が減るなどのことがあれば、

お禳いをすればよろしい。[その際には]

する、 ここに「冢訴」と「墓注」 他の家の死者からの告訴であり、「墓注」は、その家の祖先の靈が引き起こすわざわ とを解くとあるが、 「家訴」 は、 その家の祖先がなした惡行に對

度人上品妙經」卷四十三には、「度人經」を誦するとき、天上の「大神」たちがやって來て、「六天の惡鬼と上世の亡魂」 川忠夫氏によれば、 だと理解できようか。ここに解く(原文は分解)とある「解」は、「解注瓶」の「解」と同じ言葉であったに違いない。 南北朝期に用いられた「注連」の語も、 同様に祖先からの祟りをいうのである。 たとえば「靈寶無量

するであろうと吉川氏は指摘している。 して斬罪に處するという。また、顏之推「顏氏家訓」風操篇に見える、葬送儀禮に關する次のような記述も、 もろもろのわざわいをなす者たちや、「故氣の流接し、累代に連注する」者たちを「北都」の役所に引き渡 それと關連

を焚いたり、戸外に灰で線を引いたりして、祓いを行なって身内の死者を送り出し、[また天に對して]上章をして 注連を斷ち切ろうとする。こうした類の行事は、 も家に居ようとはせず、 あやしげな内容の書物には、死者がもどって來て生者を殺すとあり、[その日には]子孫たちは逃げ隠れて、 また瓦器に圖を描き符文を書いて、さまざまな魔除けを行なう。 [肉親を思う]人の感情にそむくものだ。 出棺の日には、 門の前で火

以來の、陶瓶に朱書をして死者と生者との關係を斷つ習俗のあとを承けるものであったのかも知れない。 して、さまざまな儀禮が執り行われていたことが知られよう。特にこの中に「瓦に畫き符を書く」と見える風習は、 こうした記述から、 魏晉南北朝になっても、死靈のわざわいを免れるために、生者と死者との關係を斷つことを目的と

あろう。後漢の劉熙の著した字書、「釋名」は、注の字を次のように説明している。 祖先がその子孫にもたらすわざわいが〝注〟と呼ばれたのは、恐らくは疫病をめぐる觀念と關わるところがあったので

染するのではないかと恐れてのことであった。死靈の脅威の最大のものは、どの文化圏においても、 のだと考えて、 すなわち、注とは流行病のことで、そうした病氣で次々と死者が出ることを、 注とは病氣のこと。一人が死ぬと、別のもう一人にもその『氣』が注ぎ込まれるのである。 そう呼ぶのである。朱書陶瓶の銘文が、生者と死者との間に隔絶した距離があると强調するのも、 惡い氣が死者から生者へと注ぎ込まれる 死者が生きている者

を死の世界に招き込むことなのである。

土した朱書陶瓶には、丸い太陽が描かれた下に、次のような銘文が記されていた(ヨ) こうした薬物によって邪氣を拂い、墓室全體の安全を守ろうとしたのであろう。あるいは、 ありて、土を安んず」との銘がある陶瓶が出土している。この陶瓶は、墓室頂部の封土の中から出土したという。 である。 朱書陶瓶の銘文の中に、「神薬」などと呼んで、薬への言及があることは、上にいくつか引用した例にも見えたところ また、すでに見た、 潼關の楊氏墓葬群の内、 第二號墓では、 實際に雄黃を中に入れた、「中央の雄黃、 (圖十)。 陝西鄠縣の縣醫院漢墓から出 子孫に利

大陽之精、 隨日爲德、 利以丹沙百福得、 如律令

效に働かせれば、 [この中に入っているのは] 太陽のエッセンスであって、 全てのさいわいを獲得するであろう。律令のごとく執行せよ 日の運行に從って徳(生命力)をつかさどる。丹砂を有

した漢代の葬送儀禮と關わりを持っていたのであり、生命力の探究を目的とする神仙思想の基礎には、 すこしのちの時代の、たとえば葛洪が「抱朴子」の中で取り擧げている種々の仙薬も、その少なからざるものが、こう 實は漢代以來の、

死者祭祀に結びついた祖靈觀念があったと推定されるのである。わざわいを 念は、まだそれぞれに十分には獨立しておらず、それらはいずれも死靈の 念と密接に結びついたものであった。 神藥で鎭めるとあったように、この時代、 病氣、罪と罸、わざわいといった觀

廣く行なわれた。 ついては、王充「論衡」解除篇に詳しく記され、そうした儀禮を、 そうした、 の行事であって、それは宗教儀禮として、次の時代にも引き継がれ 病氣、 解の儀禮が民衆的な信仰の中で廣く實修されていたことに 罪と罸、わざわいなどから免れるために行なわれるのが 當時、

如律命是 大陽之精脂

物語りが見える。 祝たちが主宰していたであろうことが窺われる。 少し時代が下るが、 六朝の中期に纏められた「幽明錄」 には、 次のような

舒禮がいった、「三萬六千の神々に仕え、人々のために解除と祭祀とをやってまいりました」。 山府君の取調べを受ける」。太山府君が舒禮に尋ねた、「おまえは世間にあって、いかなることをなしてきたのか」。 晉の時代、 巴丘縣に舒禮という名の巫師(シャマン)がいた。[その舒禮は、一旦死んで、冥府に連れて行かれ、 太

味深いものである。 の中のさまざまな個所で窺うことができる。 を攘うための宗教儀禮であったろう。 ここで巫師の舒禮が、人々のために行なったという「解除」は、 道教教團の中においても、 特に黃籙齋のシナリオを記した「無上秘要」卷五四の、 解# 上述の「解」の語と比べ合わせて、 の儀禮が實修されていたことは、 次のような記事は興 主としてわざわい 初期の道教經典

を解き、九十たび叩頭し頰を打つ。 その生前において爲した大きな惡は、罪として九幽長夜の府(冥府)むすぼおれ、魂は拷撻(たたきの刑)に當てられ いは九尺と、 わるまで解放されることがありません。 て、さまざまな苦しみをつぶさに嘗め、身體はぼろぼろになり、苦毒は堪え難く、萬劫にわたって沈淪して、天の終 「儀禮を主宰する」師長が跪いて次のようにいう、「同じ法門に屬する某甲(この儀禮の施主の名)の九世の父母の、 黄金の龍一つを捧げて、 東方無極太上靈寶天尊に歸命いたします……」。この言葉が終わると、 ただ今、盟眞玉匱女青上宮拔度科品の規定どおりに、青紋の絹九十尺、ある 結び目

者の罪を「解」くことを象徴的に示したのであろう。ここで、M・エリアーデが、主としてインド・ヨ が行なわれる。 の儀禮は、その罪が冥府に結ている祖先たちを解放することを目的として行なわれた。唱えごとが終わったあと、『解 「死界の神々と疫病神の特徴を表わすものが繩索、 恐らくは、ささげられた絹には結び目が作られており、それを解くことによって、「結」している死 綱、 結び目」であり、「ヴァルナは科ある者を魔力によって縛 ] 口 ッパ系の神々を

重要性を强調していることを想起してよいであろう。 8 る狀況から、 に述べるように、 言の問題であるに止まらず、儀禮と密接に結びついたものであったのである。 そこで人々は繋縛の発除を乞い、 道教信仰もまた、 後漢時代の、 罪という觀念を折出し結晶化させたのであり、 死者儀禮を通して窺われるような、 解き赦されることを願う」といって、宗教觀念の中での結び目のシンボリズム 佛典においても、 わざわい、 結は煩惱、 罪と罸といった觀念が未分化に混在してい そうした罪の觀念の結晶化は、 解は解脱の意である。 單に觀念内

## 第三章 黃神

ろう。 個性的な祖靈の世界へ融合することが困難になる。生前の個性を消すのに長い時間がかかり、またそのために複雑な手續 共同體の共通意識と融合し、 にもどることが困難になっていたからであった。この時代には、古くからの生活共同體が破壞され、 死靈に脅威を覺えていたからであり、 の存在を意識せざるを得なかった。それが、死靈が廣く社會全般にその力を振るうことになった根本の原因であったであ 漢代の人々が、 ある存在がこの世界で强い個人の意識を持つと、それに比例して、その死後、 が必要となるのである。 他の時代に比べて、とりわけ重く葬送のために心を用いたのは、 未分化であった個人の意識が、 死靈がこの時代に、 特に盛んに活躍をしたのは、 いやおうなしにそうした基盤から切り離され、 當時、 死者の靈魂も個性を保持し續け、 死者の魂が順調に祖靈たちの世界 社會の廣い層にわたる人々が、 それまで、そうした 孤立した自己 非

のころには、冥府の裁判官として、太山府君と閻羅王との名のみが知られていたものが、唐末五代のころになると、 それはとりもなおさず、 冥府の構造が複雜化するのもまた、 現世を生きる人々の個性の强さと對應していたと考えることができる。 死者を祖靈たちの世界に送りかえすための手續きの複雑化を反映したものであり、 たとえば、 魏晉南北朝期 十王

も複雑化せざるを得なかったことにあったのである。中國の冥府は、死者がもどってゆく、その到達點なのではなく、 その根本の原因は、 侶たちが、幾度も儀禮を行なって、そこから利養を得ようとする意圖に基づくところがなくはなかったであろう。 くまでも通過點であり、この世で得た『個性』をそこでぬぐいさるために設けられた、假想の施設なのであった。 として、十人の裁判官からなる冥府の機構が整備された。もちろん冥府の複雑化の背景には、 時代が下るにしたがい、個人の意識が伸張してゆき、それゆえ、死者が通過せねばならぬ冥土の機構 死者救濟の儀禮を行なう僧

のと推定されている竹牘である。それには、次のようにある。 とはよく知られている所である。その中でも特に典型的なのが、 文書行政により活動していた。すでに前漢初期の墳墓に納められた隨葬品の中に、冥土の役所にあてた簡牘文書があるこ 中國の冥府は、官僚機構、それも司法機構としての性格を强く持っていることに、その第一の特徴がある。その冥府は、 江陵鳳凰山一六八號墓の、文帝十三年(前一六七年)のも

十三年五月庚辰、江陵丞敢告地下丞、 **騶馬四匹、駠馬二匹、騎馬四匹、可令吏以從事、敢告主** 市陽五夫二燧少言、與大奴良等廿八人、大婢益等十八人、軺車二乘、 牛車

にまいります」。役人たちよろしく處理するよう命じていただきますよう、主管の方に申しあげます。 大奴の良ら廿八人、大婢の益ら十八人、軺車二乘、牛車一輛、騶馬四匹、 十三年の五月、 庚辰の日に、江陵の丞が地下の丞に申しあげます。市陽里に住む五大夫(身分の名) **駠馬二匹、騎馬四匹をともなって**[そちら の燧少言が、

竹牘の内容とほぼ對應している。最後に「敢て主に告げる」とある「主」について、兪偉超氏は、 奴婢や車馬は實物ではない。この墓からは、丸彫りの木俑が四十六體、木製の車の模型が三輛、木馬が十匹出土しており、 文書に見える「地下主」や、馬王堆三號漢墓の文書に見える「主藏 いとの内容の、 すなわち、これは、 陽界の江陵の丞(土地神であろうか)から地下の丞にあてて出された文書である。もちろん、ここに言う 死者の燧なる人物が冥土に行くにあたって、伴ってゆく奴婢(召使い)や車馬の通行を認めてほし (葬) 郞中」「主藏 (葬) 君」などと同じく、 鳳凰山十號墓の同様の

文書に、 管する地下の官吏であろうと推定している。このことについては、 次のようにあるのが參考となるであろう。 (\*) 楊州市近郊の、 邗江胡場の五號漢墓から出土した木牘

卌七年十二月丙子朔辛卯、 廣陵宮司空長前丞能敢告土主、 廣陵石里男子王奉世有獄事、 事已、 復故郡鄉里、 遣自致

移詣穴、卌八年、獄計、承書、從事如律令

す。 の規定に從って王奉世のことを處理されますように。 られてしまいました(?)。四十八年に、その裁判沙汰は計(決着?)しました。この書類を受け取ったならば、律令 四十七年の十二月、丙子朔の月の、辛卯の日に、 廣陵、石里の男子なる王奉世は、 裁判にかけられ、それが結審して、故鄕にもどっておりましたが、自殺をさせ 廣陵宮の司空長の前 (?) と丞の能 (?) とが土主に申し上げま

にあって、 ったであろうことが推定されて、興味深いものである。 府の官吏たちの中でも、とりわけ「地下主」の存在は、後の道教經典に見える「地下主者」との間になんらかの關係があ 四十八年を指すと考えられ、 この文書の内容は、實はよく讀めない。ただその宛先は「土主」であって、前に見えた「地下主」などと同樣に、 死者を管理する役目のものであったに違いない。ちなみに、この文書に見える「四十八年」は、 前漢時代、宣帝の本始四年(前七十年)に當てられている。これら「主」と呼ばれている冥 廣陵厲王胥の 地下

銘文の一つが、 にも變化があったと考えられるのである。後漢時代後半期の冥府組織について、最も詳しく知ることのできる朱書陶瓶 せねばならないであろうが、しかし、その間、二百年ほどの閒に冥府の組織は複雑化し、そこにあるとされる職務や機構 組織との間には、 この小論が中心に据えてあつかっている、後漢後半期の冥府と、これら前漢時代の前中期の 次に擧げる、 いささか斷絶があるようである。もちろん冥府あてに送られる文書自體の性格に違いがあることも考慮 熹平二年 (一七三年) の例である。 この遺物は、 解放以前、 同蒲鐡道の建設中に山 が中心となる冥府の

土したとして、中國の書物にしばしば引用されるものであるが、簡報も寫眞も發表されておらず、

いかなる形態の陶瓶に、

いかなる書體で以下の銘文が書き記されているのかは不明である。

代死人、黄豆、 非用他故、 急急如律令 死人歸深自埋、 熹平二年十二月乙巳朔、十六日庚申、 魂門亭長、 但以死人張叔敬、 冢中游徼等、 瓜子、死人持給地下賦、立制牡厲、 眉須以落、下爲土灰、今故進上復除之藥、欲令後世無有死者、 敢告丘丞、 薄命蚤死、 墓伯、 當來下歸丘墓、黃帝生五嶽、 天帝使者告張氏之家三丘五墓、 地下二千石、東冢侯、 辟除土咎、欲令禍殃不行、 主死人錄、 西冢侯、 墓左、 傳到、 墓右、 上黨人參九枚、欲持代生人、鉛人、持 地下擊埴卿、 召魂召魄、 約束地吏、勿復煩擾張氏之家、 中央墓主、 主死人籍、 耗里伍長等、 冢丞、 生人築高臺 冢令、 今日良吉、 主冢司

役人)たちを取り締まって、以後、張氏の家をさわがせることがあってはならない。急ぎ律令のごとく執行せよ。 他でもございません。 西冢侯、 を獻上いたし、これよりのちは死者のでることがないようにしていただきたくお願いします。上黨に産出した人參九 かさどっております。生人たちが高臺に登っておる(築=就?)のに對し、死者は深い地中に自からを埋め、 墓左、墓右、中央墓主、冢丞、冢令、主冢司命、 も落ちてしまい、すべて地中で土灰に歸するのであります。ただいま、それゆえ[冥府での勞役を兎れる]復除の藥 熹平二年十二月、乙巳朔の月の、十六日庚申の日に、天帝の使者は、 **黃帝は五嶽を生み出され、**[その五嶽が] 死人の錄をつかさどっており、 死者がこれを地下の賦にあてるものです。制を立てて(?)癘を防ぎ止め(牡=杜?)、土(墓地?)にまつわる これで生者の代わりとしていただきたく、鉛の人形は、これで死者の代わりとしていただきたく、 地下擊埴卿、 禍殃がおこることがないようにしていただきますように、と。この文書が到着したら、 死者なる張叔敬は、薄命にして早死にし、ただいま下って墓中にもどろうといたしておりま 耗里(蒿里)の伍長らに、 魂門亭長、冢中游徼らに命じて、 以下のように告げさせた。本日、この良き日に、ご報告いたすのは 張氏の家の三丘五墓(もろもろの墓) 魂を召し魄を召して、死人の戸籍をつ 丘丞、 墓伯、地下二千石、 地吏(地下の 黄豆と瓜子 にいる、 眉も鬚っ

てよいであろう。すなわち、 る役人たちであり、次の敢告の對象は、そうした範圍を越えた、 この文書には「告」「敢告」と、告の字が二度、見える。最初の告の對象は、 この銘文に見える多種多様な役人たちの名前も、次の二つの種類に分けて整理ができるのと 一般的な冢墓にまつわる冥府の役人たちであったと考え 死者の屬する張氏の冢墓に直接に附屬す

特定の家墓に屬する役人 : 墓左、 墓右、中央墓主、冢丞、冢令、主冢司命、魂門亭長、 考えられるのである。

に組織化されていることからも知られるのである。 **家的な信仰を基礎に、そうした權限を五嶽全體に及ぼし、體系化し、觀念化して生み出されたものなのであろう。元來、** う觀念は、 ったであろうことは、これより少しあとの、 五嶽がみな死者をつかさどるとされていたのが、他の四嶽はそうした機能を失い、太山だけにそれが遺されたのではなか るとされていることに注目したい。この、黄帝が五嶽を生み、その五嶽が、死者たちの『錄籍』をつかさどっているとい そうして、これらの冥府の役人たちが死者を處理することの根據が、黃帝が五嶽を生み出したという神話的な事件にあ 一般的な冥府の役人 恐らくは東嶽太山が死者をつかさどる(太山には人間の壽命を記した帳簿があるともされる)とする當時の民 : 丘丞、 初期の道教經典の中で、太山だけが特別に扱われることはなく、 墓伯、地下二千石、東家侯、西家侯、地下擊埴卿、 耗里 (蒿里) 伍長 五嶽が平等

ある。 にその讀みを示したように、 この熹平二年の紀年を持つ朱書陶瓶に見える冥府の基本的な構造は、 ただ一つだけ例外であるのは、長安縣三里村出土の、 銘文中にはいくつもの"告』の字が見え、 建和元年(一四七年)に紀年を持つものであって、二十五頁 その告の對象は、 他の朱書陶瓶の銘文にも共通して見られるもので 次のように分けられている

F使者 — 別解 → 地下

告 → 司命、司祿

告

墓皇使者

43

時期の買地券の銘文にも見られるものなのである。

# □ → 中高長、伯(陌)上游徼

なのを除いて、それ以外の朱書陶瓶には、 なぜこの例だけが、 またこの銘文に見える冥官の名にも、 いささか複雑な過程を踏み、 他に例のないものが多いのである。このように、この一例だけがいささか特異 共通した神名が繰り返し出現している。そうして、それら共通した神名は、 いくども『告』を行なっているのか、その理由はさだかには分からな 百

ことが知られる(表一)。 ると、朱書陶瓶とほぼ時期を同じくして、買地券も後漢時代の後半期に盛んになった、 眞僞について疑いがかけられている。そうした例を除いて、眞僞に疑いのない、確實な例だけを選んで年代順に並べてみ〔8〕 買地券はすでに前漢時代に出現していたともされるが、實は最初期に屬するとされる遺物のいくつかについては、 ただ買地券の出土地域は、 朱書陶瓶のように狹くは限定されていない。 葬送儀禮にまつわる遺物であった

という以外、詳しいことが分からない。この買地券には次のような銘文があった⑶ 世に盛んになった。 配されるという珍しい形態を持っている。 あり、こちらの形式の方が遺物の敷が多い。第二類の買地券は、冥府と密切な關連を持つもので、この形式のものは、 との關係を基準にして、二つに分けてみた。 磚版に書いたりして、墓中に納めるものであった。その買地券を、内容によって整理をするため、ここでは、 (一七六年) の紀年を持つ、劉元臺賈地券である。この買地券は、磚質のもので、七角柱の七つの面のそれぞれに銘文が 死者のために塚墓の土地を買ったことを、 第一類の買地券の中から、 なお、この墓については、小さい灰陶の罐と「長宜子孫」 第一類は、 一つだけ例を擧げてみよう。 冥府に對して證明する目的で、 直接には冥府の組織に言及しないものである。その文章は簡單で 揚州甘泉山の磚室墓から出土した、 (圖十一)。 その契約文書を鉛券に刻したり、 銘の銅鏡が伴出した 冥府の組織 熹平五年 後

熹平五年七月庚寅朔 [交]錢畢、 [南] 至官道、 十四日癸卯、 西盡墳瀆、 廣□鄕樂成里劉元臺、 東與房親、 北與劉景□、 從同縣劉文平妻[買得]代□里冢地一處、 爲冢、 時臨知者、 劉元泥、 枕安居、 共爲券書平□、 賈錢二萬、 卽

七末羽言

放子中於野岛人 有所為持度大豆生愈表。並原鄉子之順的 人名名唐里州部市河部三西西太田,政党中央 多名名唐里州部市河部三西西太田,政党中央 多名名唐里州部市河部三西西太田,政党中央 2000年 1000年 1000年

相

不當賣 而 左右 所 爲是、 IE 如 律 令

を 地 確 熹平 認 東 地 五. L は 年 た 房 0 0 親 處を買 七 は、 K 接 劉 L い 庚寅 元 取っ 北 泥と枕安居とで 朔 は た。 0 劉 月 景 その代價 0 0 + 土 ある。 四 地 0 日 K **一癸卯** 接するまでを 萬錢 雙方共同して券書をつくり、 0 は、 日 に、 その 廣 日 [買いとって]、 のうち 鄉 樂 成 に支拂 里 0 劉 0 墓 平 元 地 臺 とし は、 ? 南 た。 同 とする。 は 縣 ر 官 0 0 道に至るま 劉 取 文平 賣 n り引きに 2 0 7 妻 は で、 か な 臨 5 代 5 N 西 で、 2 は 0 墳 里 そ 瀆 0 n 幸 冢

書 73 抗 B 111 红 里 灭 明 首 本 家 野部 里 丰 函. It 西 吉具 规 畫 一兩 者 A 元 古売見 デ 賈筠 庫 對天泥枕安居共為意重 賣 意見 重 17 東 李 三萬 押 10 與月段以與門 A + 日本 四 ED 图 B 右 B 文 PT 錢 丰 禁 好户 里 庾 0 FE 豆 揚州甘泉山出土買地券陶券 圖11

海

至

海山

15

王當買地券 圖12

要表现

艾及

圖13 望都二號墓出土買地券

ったならば…… (?)。律令のごとく執行せよ。

あろう。その内容は、 恐らくこれら第一類の買地券は、その基本形式において、當時の、實際の土地取り引き文書と大きな差異はなかったで きわめて現實的なものであり、朱書陶瓶の銘文とは共通するところがほとんどない。

は四〇・五四、 る磚室墓から出土した。その墓からは、買地券以外に、陶器、銅鏡や多量の銅錢ほかの金屬器などが伴出している。長さ の銘文を見てみよう。この王當買地鉛券は、洛陽東方紅トラックター工場四十分廠の敷地内の、 地券の名の前に付けたアリタリスクは、この類に屬することを示す)。それらの内、光和二年(一七九年)の紀年を持つ王當買地券 地券である。表一に擧げた買地券の中で、鍾仲游妻買地券、王當買地券、劉公則買地券の三點がこの一類に屬している(買 これとは對照的に、 幅が四四、 冥府との關係を强調し、朱書陶瓶の銘文と重複するところが多い内容を備えているのが第二類の買 厚さが二皿と、 細長い鉛券で、そこに刻された銘文には、 次のようにある (圖十二)。 前室、 後室、耳室からな

田太	爲	偸	尺糸	當弟	光
田本曹奉祖田賣與左仲敬等、	待焦	及父	尺券書明白、故立四角封界、至九天上、九地下、死人歸蒿里、地下□□何□姓□□□佑富貴、	當弟伎偸及父元興等、從河南□□□□子孫等、	光和二年十月辛未朔、三日癸酉、告墓上、墓下、中央主土、
祖田	待焦大豆生、	及父元興等、	白	及父	年十
賣與			故立	元興	月辛
左仲幹	鉛券	當來	四角	等、	未朔、
蚁等、	華、 200	人藏、	野 界、	促河南	三
仲粉	鉛券華、鷄子之鳴、乃與□神相聽、	當來人藏、無得勞苦苛□、勿□使、	至力	H	癸两
仲敬轉賣□□[當]弟伎偸、	鳴、	一一一一一	关上		只告
	乃與	苛□	六九	一子	墓上
當	神	勿	地下	孫等	墓
一弟	相聽、	使、	死	買	下
位偷、	何以爲眞、	無	入歸	寂 陝 京	中央十
父元	為信	無責生人、	里、	部二	土
父元興、約文□□、	鉛鉛	父	地下	買穀陝亭部三陌西袁田十畆、	
約文	券尺	母兄		袁田	敢告墓伯、
	鉛券尺六爲眞、千秋萬歲後無五	父母兄弟妻子家室無責、各令	何	十畝	
時	具工	十家空	姓		门亭
知黄唯、	秋黄	至無害	世	紀宅、	文、草
	P 歳 後	各	富書	以爲宅、賈直錢	魂門亭長、墓主、
留登勝		タヒ		錢萬	墓皇、
	者、	者無	利子孫	萬錢、	墓色、
	如律令、	適員	Ŧ.	即日	•
	•	即	當、常	畢	青骨石
	券成、	欲有所	當弟伎	田有士	青骨死人工

のうちに支拂った。その土地については丈尺の長さ券書があって、なんら問題となるところはない。それで四隅に封 らから、 墓臽に次のように告げさせた。 光和二年、 穀陝亭部の三陌の西なる十畆の袁田を買取って、 十月、 辛未朔の月の、三日癸酉の日に、墓上、墓下、中央主土に命じて、墓伯、 青骨の死者なる王當の弟の王伎偸、 死者の住居(墓地)とした。その値段の一 それに父の王元興らは、 河南の||||||の子孫 魂門亭長、 萬錢は、 墓主、 その日

うになっては<br />
じめて、 なにか事を引き起こしたいというものがあれば、 は....。 ち會ったのは、 田を左仲敬らに賣り、 遺された者たちは〕富貴になり、子孫は幸運であるように。 父母兄弟妻子家室が責められることなく、それぞれに死者から謫負を除くように。もし[王氏の人々に對し] 千秋萬歲の後まで死者が出ることがないように。 上は九天の上にまで、 黄唯と留登勝とである。 神々にそれを許すように。 左仲敬はそれを王當の弟の王伎偸と父の王元興に轉賣した。約文は□□。この時、 下は九地の下までがその範圍に含まれるのである。 なにを證據にするかといえば、一尺六寸の鉛券をその證據とするの 煎った大豆が芽を出し、鉛券に花が咲き、 律令のごとくに執行せよ、 王當と、王當の弟の王伎偸と、 ೬ 死者は蒿里に歸し、 券ができあがり、 鷄卵が鳴き聲を立てるよ その父の王元興ら この契約に 田本曹 地下で…

葬された人物を「青骨の死人」と呼んでいることについては、 いうに違いない。 なことを擧げて、 となったとされている。 の告が行なわれた對象の冥府の官名とは、 があり、 この銘文には、 そうした冥府の官を通じて、 すなわち、蔣子文は、 朱書陶瓶の銘文の冒頭に見える "天帝使者" 他人の干渉を避けようとしたもの。一尺六寸の鉛券とあるのは、 また、 自分の骨は青いので、死んだら神になるのだと言っていたが、その死後、 煎った大豆が芽を出し、 墓伯、 ほとんどそのままの形で朱書陶瓶の銘文に見えていた。 魂門亭長などへ "敢告" 鉛券に花が咲き、 干寶 などの語はないが、 「搜神記」卷五に記された、 がなされている。こうした『告』 鷄卵が鳴き聲を立てるといった部分は、 最初に墓上、 四十㎝强の長さを持つ、 墓下、 蔣子文の傳説が思い合わ ちなみに銘文中に、 中央土主への のなされ方と、 果たして蔣山 この買地券を 不可能 そ 埋

遺物がある。 Ì この光和二年銘の買地券とほぼ同様の内容を持つ買地券として、望都二號漢墓から出土した、 ۲ ル餘の地下施設を持つ、この時代、この地域における最大級の墳墓である。この買地券は、 望都二號墓は、 二つの前室、 中室、 二つの後室を前後に並べ、それに八つの耳室が附屬した、 光和五年 磚でできており、長さ (一八二年) 全長三十二

にある (**圖十三**)。 ども盗掘を被っているとのことであるので、これを割ったには、盗掘者のしわざなのであろう。その銘文には、次のよう 出土の時には、この磚券は二つに割れていて、その二片が、それぞれ中室と東耳室から發見された。この墓はすでにいく が三十八四、幅が二十四の長方形をなす。その磚の表面に白灰を塗り、その上に三百餘の文字が朱書されていた。なお、

[光]和五年二月[戊子朔]廿八日乙卯□□、□帝神□敢告墓上、墓下土□主上墓□永(墓?)□、地下二千
石、墓主、墓皇、墓臽、東仟、西仟、南伯、北伯、丘丞、墓伯、東□西□南成北□、魂[門]□□、□中游徼、伯(魄)
門卒史、□太原太守中山蒲陰助所博成里劉公早死、今日合墓、□□□□、上至倉天、下至黃泉、青骨死人劉公則、
自以家田三梁□東伯南田廿八畆、南北長[七十]步、東西廣九十六步、[中]有丈尺券書明白、故立四角封界、
大□士、謹爲劉氏之家解除咎殃、五殘六□、女□行(?)猾、七十二不□夭□□光、八尸九□、或有待□不
□、生死異路、不得[相]妨、死人歸蒿里戊已、[地][上]地下不□□□、他□不無適有當、利生人[子]孫、
□□□、[無]敢勞苦、無呼鷄□、無得[苛]中、無責今死人無道□、卽□□得、待[鳥]大豆生菜、□鷄上雛
□、[鉛]券華□、諸神□□□□爲□尺六桃□、□□□則絕□、上絕天文、下絕地理、絕墓葬□、□適除解、千
秋萬歲[無]復死者、世世富貴、永宜子孫
光和五年の二月、戊子朔の月の、二十八日乙卯□□の日に、□帝神師(?)は、墓上、墓下、中央土主(?)に告
げて、墓左(?)、墓右(?)、地下二千石、墓主、墓皇、墓臽、東阡、西阡、南陌、北陌、丘丞、墓伯、東□西□南
成北□、魂門亭長(?)、冢中游徼、魄門卒史に對し、次のように報告させた。太原太守であった中山國蒲陰縣助所
博鄕成里の劉公[則]は、不幸にして早死にし、今日、墓に合わせ葬られることになった。上は蒼天に至るまで、
下は黄泉に至るまでを、靑骨の死人である劉公則が、自から家田三梁でもって東陌の南田廿八畆を買った。南北
の長さは「七十]步、東西の幅は九十六步。この土地については、丈尺の券書があって、なんの疑問點もない。それ

表 2 冥府の神々

使者 天帝(天地)使者,皇帝使者,黃神北斗,黃帝,天帝神師 家墓の神 墓上・墓下・中央土主(中央主土) 墓左・墓右・中央墓主,主墓獄史 家丞,家令,主家司命 魂門(墓門)亭長,魂門祭酒,魄門卒史,冢中游徼 丘丞,墓伯,地下二千石 倉林君,武夷王 東冢侯,西冢侯,北冢侯伯,地下撃埴卿 蒿(耗)里君,蒿里父老,耗里伍長 墓主,墓皇(墓黃),墓色 東阡,西阡,南陌,北陌		衣 2
基左・墓右・中央墓主,主墓獄史   家丞、家令、主家司命   魂門(墓門)亭長、魂門祭酒、魄門卒史、冢中游徼   丘丞、墓伯、地下二千石   倉林君、武夷王   東冢侯、西冢侯、北冢侯伯、地下撃埴卿   高(耗)里君、蒿里父老、耗里伍長   墓主、墓皇(墓黃)、墓各	使 者	天帝 (天地) 使者,皇帝使者,黄神北斗,黄帝,天帝神師
一族の家墓に 開わる神々 家丞、家令、主家司命 魂門(墓門)亭長、魂門祭酒、魄門卒史、家中游徼 丘丞、墓伯、地下二千石 倉林君、武夷王 東家侯、西家侯、北家侯伯、地下撃埴卿 高(耗)里君、蒿里父老、耗里伍長 墓主、墓皇(墓黄)、墓色	家墓の神	墓上・墓下・中央土主(中央主土)
倉林君, 武夷王 一般的な冥府 の神々 高(耗)里君, 蒿里父老, 耗里伍長 墓主, 墓皇(墓黄), 墓各	一族の家墓に関わる神々	家 <u>丞</u> ,家令,主家司命
	一般的な冥府の神々	倉林君,武夷王 東冢侯,西冢侯,北冢侯伯,地下擊埴卿 蒿(耗)里君,蒿里父老,耗里伍長 墓主,墓皇(墓黃),墓各

二不□夭□□光と、八尸九□との解除を行なう。もしかして……があるならば、□不□まで待つように。生死は路を ゆえ四隅に封界を立てた。……大方士(?)が、 異にし、互いに煩わせることがあってはならない。死人は蒿里、戊己に歸 まで……もう死者の出ることがなく、代々富貴で、永く子孫がしあわせで 下は地理が消滅するまで、墓葬のことがなく、□謫は除解され、千秋萬歳 待つように。……一尺六寸の桃券(?)を作った。……上は天文が消滅し、 ありますように……。 □があるならば、大豆に菜が芽生え、□鷄上雛□し、鉛券に花が咲くまで ……責任を取るべき謫もなく、生人の子孫たちは幸い多く……もし□ 劉氏の家のために、 咎殃と、五殘六□と、女□行(?) )猾と、

熹平二年銘の陶瓶において、「張氏の家の三丘五墓の墓左、 どの傳承を留めたものであろうか。 地に關係をする神々。 ない。そのうち、 だ、ここで整理のために區分を付けた四つの項目は、必ずしも嚴密なものでは る冥府の官名を整理してみると、 朱書陶瓶に見えるのと同じ性格のものであることが確かめられるであろう。 た光和二年の買地券の銘文と重なっており、そこに見える冥府の官僚組織は、 後漢時代の、第二類の買地券と朱書陶瓶とを重ね合わせて、その銘文に見え この銘文もまた讀みにくいものである。ただ、おおよその内容は、 家墓の神とあるのは、 土主などとあるのは、 上の表二のように纏めることができよう。 一族の冢墓の神として欄を別にしたのは 埋葬を行なおうとする、 あるいは前漢以來の 墓右、 その特定の墓 "地下主" な 中央墓主: 前に引い

間の區分は嚴密には付け難いであろう。

冥府の神は、 のである。ある一族に屬する(あるいは、 …」とあり、そのあとの、"移" 一族の範圍を越えて、死者一般をあつから、 の對象とされている「丘丞、墓伯……」とは、はっきりと區別されているのによったも ある一族の共同墓地に屬する) 冥府の神々である。ただ、下の二つの項目については、 神々が想定されていたものであろうか。 兩者の

が進行していたことの結果なのであろう。それゆえ、個々の冥官について、その由來と機能との分析を行なわねばならな 大きな位置を占めていたことだけを、特に指摘しておきたい。 いのであるが、そのための資料の蓄積がまだ十分ではない。ここでは、蒿里(耗里)がこうした冥界の官僚組織において、 この表二からも、冥府の官職がもっぱら人間世界の官僚機構をモデルにして作られていたことが知られよう。そうして、 不必要なほどの數の冥官が想定されている。恐らくそれは、この時期、すでに、いくつかの違う系統の冥官の統合

められ、 蒿里の名は、漢代の樂府、 をしない、鬼伯(冥府のかしら)はひたすら追い立てて、人の生はいささかも道草をすることができない」。 すると、門人たちは、これを悲しんで、彼のために悲歌を作った。その内容は、人の命はちょうど薤の葉の上におい の時になって、李延年が二つの章を分割して、二つの曲にしたてた。薤露の曲は王公貴族の葬送に用い、蒿里の曲は のだろう」。その第二章には、次のようにいう。「蒿里にすむのは誰なんだろう、魂魄を全て集め取って、賢愚の區別 きやすいことか、露は乾いても、 いう。そうしたことで、この二つの章が歌われた。第一章には、次のようにいう。「薤の上においた露は、なんと乾 た露のように、すぐに乾いて消えていってしまうというのである。また、人が死ぬと魂魄は蒿里にもどって行くとも 薤露と蒿里とは、ともに葬儀の歌である。 兩曲とも、 葬送の際に挽歌として用いられたとされる。晉の崔豹「古今注」卷中 音樂第三に、 蒿里曲でよく知られるところである。「樂府詩集」卷二十七の相和歌辭に薤露曲とともに收 一次の朝にはまたおくのであるが、人は一度、死去してしまえば、いつもどって來る 田横の門人たちが歌い始めたものである。[漢の初年に]田横が自殺を 次のようにある。 漢の武帝

れる使者が、世界の中央に配置されて描かれるのは、

天と地とが結合する場所であり、

その地點で天と地との交流が可能になるのである。

むしろ當然であったといえるであろう。

なお、

漢代の買地券の中に

士大夫や庶民の葬送に用いて、 柩車を挽く者たちに歌わせた。 それで、これを挽歌とも呼んでいる。

念のうち、 留めたものなのである。 とされた段階に屬するものであり、 を受けるという傳承の古い様相を窺わせるものである。 役人たちの存在は、 特に死に關する部分だけが、この蒿里山に預けられたものなのであろう。 太山山塊に屬し、 後漢時代から魏晉南北朝時期にかけて廣く流行した、太山に死者たちが行き、そこで太山府君の裁き 太山の南に位置する山の名である。 太山のもつ機能を、 冥府だけに關わるものと限定して考えるようになる以前の樣相を 言い換えれば、 恐らくは、太山が人間の生命全般を支配するという觀 太山自體がなお生と死とを合わせて支配してい すなわち、 朱書陶瓶に見える蒿里の

冥界の官僚組織に、 る限りの武器を身に備えることによって防備を固めていることであろうが、その神としての本質的な機能は、 臨川王蕭宏墓の碑首に刻された畫像も、この神を描いたものであるかも知れない(圖十四)。この神の第一 の具體的な樣相を指摘している。この天帝使者に比定される、 計るとされていることであろう。この天帝使者について、林巳奈夫氏は、漢代の銅製の帶鈎に見える銘文と圖像から、 神が世界の中央に位置していることにあったと考えられる。すなわち、この神が圖像として描かれるとき、 朱書陶瓶や買地券に見える漢代の冥府の組織自體も興味深いものであるが、それ以上に注目に値いするのは、そうした 玄武などの四神を周圍に配して、その中央に立った姿で表わされているのである。 面の神の圖像が、沂南の畫像石にも見えることも林氏のすでに指摘するところであり、 天帝使者という存在が介入をして、死者の冥土での安穩を計り、同時に遺された肉親たちの安全をも 頭に弩を載せ、手足に劒や手戟を執って、防備を固めた熊 中央 (世界の中心)は、 あるいは南朝、 の特徴は、 むしろこの 神話學的 梁の 持て そ

天帝から地上や地下へ



梁臨川王碑首



天帝使者帶鈎

が記されている例がいくつかある。天帝使者

黄帝や黄神と同一神格だとまではいえな

いにしても、少なくとも類似した機能を持つ

とあるところに、時には黄帝、

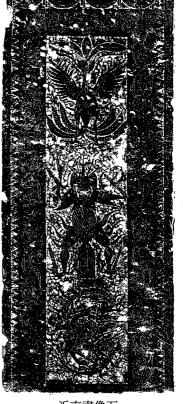
黄神北斗の名

朱書陶瓶の銘文の冒頭の、

普通は天帝使者



武氏祠畫像石



沂南畫像石

結ぶ使者という意味から、そうした呼び名も

あったと考えるべきなのかも知れない。

圖14 天帝使者

でた諸子百家たちによって宣傳され、稷下の 一方でという名の神が出現するのは、中國の 一世の神話的な存在に比べて相當に遅れる。 武帝の名の見える、康侯因資敦の銘文に、「高 國中期の青銅器、陳侯因資敦の銘文に、「高 國中期の青銅器、陳侯因資敦の銘文に、「高 国として重視された神であり、齊の稷下に集ま でた諸子百家たちによって宣傳され、稷下の

近かったための誤記なのではなく、天と地とをある。天地と表記したのは、その音が天帝には、天帝使者を天地使者と刻しているものが

は 央文化の中にも受け入られていったのであった。黄帝が遅れて來た神であったことの反映なのだと思われるが、 學問の流布と、 創造神というよりは、 とりわけ「史記」 多分に文化英雄的であり、 封禪書に見られるような、 また思想的、 齊の國に由來する方士たちの活躍とにつれて、秦漢王朝 政治的な色彩が强 その神格 Ø

陶瓶に直接に反映しているのは、 は また、 神という呼び名は、すでに「淮南子」覽冥訓にも見え、 性格の點で違いがあることを意識しての命名であったと推定される。すでに引用したように、 朱書陶瓶の銘文に見られる黃帝や黃神も、そうした齊國に由來する黃帝の傳承を引き繼いだものであったろう。 「黄神は五嶽を生んだ」とあった。新しい黄帝や黄神には、 恐らくは、 漢代の上層社會に思想的に受け入られた黃帝とは異なった性格を、 黄帝が、 陶瓶の銘の中で、 むしろ緯書「河圖握矩記」に見える、次のような觀念であったと考えられる。 黄神とも呼ばれているのは、 高誘の注は、それを「黃帝之神」だと説明をしている。 天地創造神としての性格を見ることができるのである。 こうした銘文の中の黃帝や黃神に見ることが 古くからの黄帝と新しい黄帝・黄神とには、 熹平二年銘の朱書陶瓶 ただ、 同時に 黃 そ

は黄帝子という文字が表われていた。 稻妻が北斗の樞星にまとわり付き、その輝きが附寶に感應を及ぼした。[このようにして]軒を生んだが、その胸 黄帝は、 名を軒といい、 北斗黃神の精である。その母は、 地祇の娘で、附寶といった。 母が野を行くとき、 大きな

0 界の中央に位置して、 のだとあるのも、 に見える「黃神北斗」の語とそのまま對應しているのである。 ような記述からも窺われるところである。 緯書の一段では、 黄帝が天上の北斗と大地とを結合させる機能を持つことの理由づけとなっていたのであろう。 天地を結ぶ機能を持つとされたことは、 黄帝は、 北斗黄神の精であるとされており、 また、 その母が地祇の娘で、 後漢時代に成立したであろう「越絕書」 寶鷄五里廟出土の、 北斗星の輝きに感じて黃帝を生んだ 光和某年の紀年を持つ朱書陶瓶 卷四の、 黄帝が 次 世

天下を譲られると、 上は天に仕え、 下は地を治めた。 それゆえ、 少昊に西方を治めさせ、

火をつかさどらせた。后土に中央を治めさせ、 太皋に東方を治めさせ、袁何がそれを補佐して、木をつかさどらせた。 佐して、[五行の内の]金をつかさどらせた。玄冥に北方を治めさせ、白辯がそれを補佐して、 后稷がこれを補佐して、 祝融に南方を治めさせ、 土をつかさどらせた。 水をつかさどらせた。 僕程がそれを補佐し、

地上のレベルでの五方に、それぞれの方角を治める神とその補佐者が配置されており、 その上位にあって、

天地を結ぶ存在として黃帝がいるのである。

していることが知られよう。そうして、熹平二年の朱書陶瓶の銘文に、黃帝が、 あったように、 このように見て來ると、上で檢討した天帝使者と黃帝とは、宇宙の中心にいて、天と地との間を結ぶという機能で共通 そうした黃帝の機能が天地の創造神話に結び付けて説明されていたのである。 地上の五方に對應する、 五嶽を生んだと

場にあったことを示唆する遺物であるのかも知れない。 持つ機能についての檢討も今後の問題ではあるが、この墓に埋葬された人物が、宗教的な關係で、 着けた人物は、その人自身が天帝使者となったのだと考えたい。すなわち、そのような帶鈎で留めた、特殊な衣服を身に れるのである。 着けた人物は、 った。なぜ特に帶鈎に天帝使者の像が表わされたのであろう。想像を逞しくすることを許されるならば、 すでに、林巳奈夫氏の指摘にもあったように、 この、天帝使者の帶鈎の一つを出土した、石家莊の後漢墓からは、 埋葬に際して、朱書陶瓶や買地券にまつわる呪術的な儀禮を、天帝使者としての資格で主宰したと考えら 天帝使者の圖像として、 銅製の帶鈎に鑄造で表わされたものが、 別に銅牌が出土している。 一般の人とは違った立 この帶鈎を身に この銅牌の 二例あ

のように告げる」とあるところを、 から、 士ではないかと考えるのであるが、もしその讀みが正しいとすれば、天帝使者の役目を方士的な人々が務めていたことの 特殊な人間が、 少しは補强できるであろう。 天帝使者になり替わって、葬送儀禮の呪術的な部分に關與したであろうとする假說は、 すなわち、 「大□士が劉氏の家の爲に解除を行なり」と書かれていた。この大□士を、 望都二號漢墓出土の買地券には、 普通、「天帝使者が○○の家の爲に以下 次のような事實 私は大方

朱書陶瓶の銘文の分析から、

おおまかに次のような流れが想定できた。すなわち、後漢時代後半期の中でも、

ちが、 道士の謝非なる人物が、 つの左證となるであろう。 儀禮の中で天帝の使者の役をつとめたことと關連をするのかも知れない。 廟に泊まることになった時、 あるいはまた、 いささか物語り的な記事ではあるが、二十卷本「搜神記」の卷十九に、 自分は天帝使者だと名のったとあるのも、 方士や、 のちの道士た

であろう。 とからいっても、これを民衆信仰を基礎にした遺物だと限定できるかどうかについても躊躇をおぼえるところである。 しない。 性格の黃帝や黃神との關係が想定され、恐らくは、そうした觀念を發展させたものであったと考えられるのである。 朱書陶瓶の銘文などに見える後漢時代の呪術的な信仰を直接に黃巾の宗教運動に結びつける説には、 こうした祖靈觀念にまつわる宗教的な流れが、黃巾の宗教運動に集合することになる重要な支流であったことも確か また、こうした遺物を出土する墓葬の中に、弘農の楊氏といった、當時、 黄巾の人々が反亂を起こし、「蒼天が死んで、 黄天が興る」と呼號した、その黄天には、 第一級の貴族のものも含まれているこ 上に見てきた、新し 私は必ずしも贊成

### おわりに

まざまに呪術的な儀禮を行なったのである。死者がなかなか祖靈たちの世界に歸ってゆかず、 安寧のために心を注ぎ、 至るまでの、 えたという現象の背後には、 さまざまな宗教的な試みがなされたのがこの時期であったのである。 一に示した、朱書陶瓶や買地券の紀年銘による一覽表からも知られるように、紀元一〇〇年以降、 後漢時代の後半期は、 生きている者たちの生活の安全も死者の靈魂の平安と不可分なものだと考えて、 人々の個性の伸張があったと考えられた。そうした、人々の、新しい精神の狀況に對應すべ 中國の宗教史上、特に注目すべき時期であった。 この時期、 死靈として生者に脅威を與 人々は、 後漢王朝の崩壊に 葬送に際し、 とりわけ死者の z

その前半

でに、別の文章で指摘したところであるが、中國では、冥府が、罪からの救濟の場所という性格を色濃く備えていた。こ できると考えられたのである。 の世で犯した罪を背負った死者は、冥府において裁判を受け、苦役に服することによって、 とは見やすい道理であろう。 非個性的な祖靈たちの中に融解させることにあった。そうした、 てゆく經過をそこに見ることができる。最初にも述べたように、葬送儀禮の本質は、この世界で個性を備えていた存在を、 は切り離されて存在するという個我の意識の伸張が、自分の罪は自分一人で負わねばならないという罪の意識に結晶化し れたものであり、生者が被る病氣や災厄と不可分なものとされているのである。 罪の意識であったといってしまうことには躊躇を覺える。その謫や罪過は、死後に罸を受けるという恐怖を核に意識化さ ようになるのである。 た儀禮が行なわれていたのに對して、その後半分の時期になると、死者の謫と生者の罪過とが除かれるようにと祈られる 分の時期には、死者と生者とは屬する世界が異なるのだと强調し、 自分で負うべき罪として結晶化して來たとき、葬送儀禮が、その罪からの解放を中心に据えたものになるこ 後漢末期の段階における、これら死者儀禮の中に表明される謫や罪過の觀念を、そのまま宗教的な 冥府自體も、そうした人々の觀念の展開に從って、その性格を變えて來たと考えられる。 罪が個性に對應するものであるとすれば、そのような冥府で罪 いわば"成佛"を妨げることになる、 もっぱら死者を早くこの世から隔離することを目指し しかし、同時にまた、自分が他の人々と その罪を帳消しにすることが この世にある者た 言い換えれば個性 寸

承負について、「太平經」卷三九の、解師策書訣第五十には、 承負の觀念については、すでに多くのことが言われて來たので、ここでその觀念の全體について分析をすることはしない。 (®) 後漢時代の罪の意識について述べるとき、「太平經」に見える承負の觀念について言及しないわけにはゆかない。 次のように定義している。

を消し去って始めて、

祖靈たちの世界に融合することができたのである。

に氣が付かない。それが日を重ねるとともに積み重なって、集まって大量のものとなる。現在の、後の世の者が、 承というのは、 先人が天の心を承けて行動をしていても、ごくわずか天の心に外れるところがあり、 自からはそれ

えって、罪もないのにその 前にむかっては承といい、 ″過謫″ 後にむかっては負というのである。 をこうむることになり、 先人から傳えられて、 その災禍をこうむるのである。 そ

孫に及ぶとする "注連" 苦しむとする觀念は、恐らくは、 して理論化することによって、 このようにして、 災厄の中で人々はみな苦しまざるを得ないのである。 社會全體を視點に入れて、時代ごとに増加してゆく、 現在の世には、 などの觀念を基礎にして形成されたものであろう。そうした觀念を、 承負の理念が形成されたと考えられるのである。 先に見た、 天地開闢以來の、億萬世にわたる時代の承負が積み重なって、 死者の謫と生者の罪過とを一まとめにして考える觀念や、 このような、 一種のけがれ 前の世から引き継いだ ("元氣"、 エネルギーの缺如) 單に一つの家に限定される ″過謫″ 世界は混亂の極みにあ 先祖のたたりが子 ゆえに後世 のようなものと

**負の謫を解するために天から遣された神人に仕え、天地開闢以來の承負の厄會を除くための"洞極天地陰陽の經**" からなのであろう。 ものであり、それを免れるための方途は絶無なのであった。 **員法第四十八にもいうように、「承員の厄は、後人の過ちではない」のであって、それゆえ、後人にはいかんともしがた** ことしかなかった。この「太平經」の教えを信奉することだけが、 こうした承負の觀念は、 後世の者は、 この道典が主君による世直しを主眼としていて、そこに登場する個人は大家の一員としての個人でしかなかった こうした、 自からの罪によるのではない罸を引き受けねばならないからである。 個人の自覺と一體になった罪の觀念という視點からすれば、 絶望しかない末の世(下古)に生きる人々が、その災厄から逃れようとすれば、 これは恐らく、「太平經」が備える政治性に由來するもので 救いへの道であるとされたのである。 いささか奇妙なものである。 たとえば、「太平經」五事解承 ただ、 を用いる すな

たのである。この小論で扱って來た祖靈觀念との關係でいえば、「太平經」が厚葬を戒めていることが、とりわけ注目さ り越えようとする志向性を持つものであったと考えられる。 このような「太平經」の、いささか獨善的な教えは、それまでの多分に呪術的な要素の濃厚であった宗教的な狀況を乘 そうした中から、 本當の意味での宗教が生まれようとして

がいささか法度にはずれ、浮華に流れ、心と財とが半々に死者に捧げられるようになった。現在、下古の時代には、(8) 人が葬儀のことを行なうとき、心を盡くすだけで、おおげさなことはしなかった。中古の時代になると、 れるであろう。卷三十六の事死不得過生法第四十六の章は、もっぱらそのことを論じている。すなわち、 葬儀のやりかた 上古の時代、

越えてしまい、陰を盛んにして、逆に陽を傷つけ衰えさせているのである。 なく、かえって生きている者たちを大いに滿足させようと計る。……かえってその祭祀を盛大なものとして、法度を 下古には、中古の小さな誤りを受け継ぎ、それを增幅させて大きな誤りを犯し、ひたすらその親に心を盡くすこと

は 魂がなかなか安らかにならないと考え、立派な墓を作り、そこでさまざまな呪術を行なったのは、 はないであろう。この時代、人々の存在の根據が、古くからの共同體から切り離されてしまった。人々の個性が伸張した 非難されているのである。ただそれは、「鹽鐵論」や「潜夫論」など、知識人たちが、儒教的な觀點で行なう厚葬批判と もちろん、後漢時代に盛大な葬儀がしばしば行なわれた、その原因は、單に世間の目を氣にしたことにだけにあるので ここでは、當時の葬儀の大部分がそうであったろうような、心の籠らない、世間體をもっぱら氣にした、 そうした狀況の中にあって、盛大な葬儀などが、本當の意味では、人々の魂を救うことにはならないことを認識し、 内容は類似するにしても、その向から方向が異なっていたと考えられる。 自からの魂の不安定さをなんとかして支えようとする意圖を背後に祕めていたのだと考えるべきであろう。「太平經 裏からいえば、人々は本當の意味での孤獨を知ったのであり、その魂の安定を失ったのである。 實は、生きている人々 盛大な儀禮が 死者の靈

別の道を探ろうとしていたのである。大々的な葬儀や呪術的な方法で、不安定な死者の靈魂

(それはそのまま生者の靈魂

魂の平安を祈ろう

魏晉南北朝の人

としていたのである。こうした「太平經」が探索しようとしていた道の先に、いわば宗教の時代である、

魏晉南北朝の人々が墓作りに必ずしも熱心でなくなったという大き

人の精神の地平が廣がっていた。漢代に比べるとき、

の象徴であった)をなぐさめるのではなく、「太平經」の言い方によれば、「心を至す」ことによって、

は

ある。

注

な變化は、 單に社會的な要因のみによるのではなく、こうした精神史の展開を背景にしたものであったと考えられるので

1 洛陽區考古發掘隊『洛陽燒溝漢墓』一九五九年、科學出版社。なお、 古資料反映的漢代喪俗」四川文物 一九八九年第三期 なども参照。 不同的形神觀念」四川大學學報叢刋第三七輯、一九八七年、李錦山「考 集められている。また、霍巍、黃偉「從喪葬禮俗看先秦兩漢時期兩種 婚喪禮俗考』一九三三年(華世出版社、一九七六年復印版)に資料が 漢代の葬送儀禮については、いささか古い著作であるが、楊樹達『漢代

2 安陽期における祖靈觀念については、伊藤道治「卜辭に見える祖靈觀 しい検討がある。 念について」東方學報(京都)第二十六册、一九五六年 の論文に詳

3 墨子明鬼篇下(墨子間詁卷八)

4 **眞書どきが幽靈が出現するにふさわしい時間だとされたことについて** 究』一九九二年、人文科學研究所)を參照。ちなみに、幽靈が矢を射 朱衣冠、執朱弓、挾朱矢、追周宣王、射之車上、中心折脊、伏弢而死 侯而田於圃田、車數百乘、從數千、人滿野、日中、杜伯乘白馬素車、 則止矣、若死而有知、不出三年、必使吾君知之、其三年、周宣王合諸 周宣王殺其臣杜伯而不辜、杜伯曰、吾君殺我而不辜、若死者爲無知 吉川忠夫「曰中無影——尸解仙考」(吉川忠夫編『中國古道教史研

鬼の物語」(『歴史の霧の中から』葦書房、一九九〇年)も参照。 係から考えて、その必然性があったものであろう。谷口義介「杜伯幽 る形に作られており、後にも述べるように、祖靈と病氣との密接な關

かけたことについても、たとえば甲骨文の疾の字が、矢が脇腹に刺さ

5 春秋左氏傳昭公七年

或夢伯有介而行、曰壬子余將殺帶也、明年壬寅、余又將殺段也、 鄭人相驚以伯有、 駟帶卒、國人益懼、齊燕平之月、壬寅、公孫段卒、國人愈懼、其 曰伯有至矣、則皆走、不知所往、鑄刑書之歲二月、 及壬

> 則魂魄强、是以有精爽、至於神明、匹夫匹婦强死、其魂魄猶能馮依於 明月、子產立公孫洩及良止以撫之、乃止、子大叔問其故、子產曰、 猶能爲鬼乎、子產曰、能、人生始化曰魄、旣生魄、陽曰魂、用物精多、 有所歸、乃不爲厲、吾爲之歸也……及子產適晉、趙景子問焉、曰伯有 人、以爲淫厲、 況良霄我先君穆公之胄……强死能爲鬼、不亦宜乎

(6)濟寧市博物館「山東濟寧師專西漢墓群淸理簡報」文物 一九九二年九

(7)小南一郎「壺形の宇宙」東方學報(京都)第六一册、一九八九年

8 黑川古文化研究所 第四九囘展觀圖錄『戰國・秦・漢時代の文物』| 九八一年 を参照。

9 揚寬「先秦墓上建築和陵寢制度」文物 一九八二年第一期、また、 氏『中國古代陵寢制度史研究』一九八五年、上海古籍出版社 同

 $\widehat{10}$ 禮記檀弓上

然流涕曰、吾聞之、古不脩墓 至、孔子問焉、曰、爾來何遲也、 人也、 孔子既得合葬於防、 不可以弗識也、於是封之、崇四尺、孔子先反、門人後、雨甚、 曰、吾聞之、古也墓而不墳、今丘也東西南北之 曰、防墓崩、孔子不應、三、孔子泫

11 禮記檀弓上

易墓、非古也(注)易謂芟治草木

 $\widehat{12}$ 日本の兩墓制については、多くの研究があるが、最近の成果として、 新谷尙紀『兩墓制と他界觀』一九九一年、吉川弘文堂 を参照。

13 儀禮旣夕禮

時謂之魂車 轡員勒、縣于衡、道車載朝服、藁車載蓑笠 **薦車、直東榮北輈**(注) 記:薦乘車、鹿淺幦、 **薦進也、** 干笮、革靾、 進車者、象生時將行、陳駕也、 載旜 載皮弁服、

- 車各載生時所服、何也、柩入壙、斂而載於柩車、迎精而反、將以設(4)方苞、儀禮析疑卷十三(杭希堂十六種本)
- 鄭目錄云、虞安也、士旣葬其父母、迎精而反、日中而祭之於殯宮、(15)儀禮士虞禮賈疏

以安之之禮

- 而不改、故金陵上稱寢殿、有起居衣冠、象生之備、皆古寢之意也言相連也、是皆其文也、古不墓祭、至秦始皇出寢、起之於墓側、漢因則以象朝、後制寢以象寢、廟以藏主、列昭穆、寢有衣冠几杖、象生之廟以象朝、後制寢以象寢、廟以藏主、列昭穆、寢有衣冠几杖、象生之廟以象,後制寢以象寢、廟以藏主、列昭穆、寢有衣冠几杖、象生之,數是獨斷卷下(四部叢刊三篇本)
- 大きな變革期であったと推測する。 
  册、一九八六年 は、秦の始皇帝の時期が死者の靈魂に對する觀念の例、 
  信1)曾布川寬「秦始皇陵と丘馬俑に關する試論」東方學報(京都)第五八

17

續漢書祭祀志下を參照。

- 几下曰、請就幄、導登、尚衣奉衣、以次奉器衣物、藏於便殿、太祝進醴獻曰、請就幄、導登、尚衣奉衣、以次奉器衣物、藏於便殿、太祝進醴獻容根車、游載容衣、司徒至便殿、並觳騎皆從容車、玉帳下、司徒跪(19)續漢書禮儀志下
- 一九八五年、一九八八年 の譯註がある。後漢書禮儀志下篇譯註稿(一)(二)」史學五四卷四號、同五八卷一號、後漢書禮儀志については、桐本東太「後漢王朝の死者儀禮―
- (2)楊寛「先秦墓上建築和陵寢制度」(前掲)、楊鴻勛「關于秦代以前墓上(2)楊寬「先秦墓上建築和陵寢制度」(前掲)、楊鴻勛「關于秦代以前墓上)
- 家祀良日、若有君命他急、筮擇家祀日二月、祠太社之日……其夕又案家薄饌祠具、厥明于家上薦之、其非(21)蔡寔「四民月令」(繆啓偸輯釋本、一九八一年、農業出版社)

- 三胡(52)王光永「寶鷄市漢墓發現光和與永元年間朱書陶器」文物 一九八一年(54)
- 所收 に指摘がある。四十六册、一九七四年、のちに『漢代の神神』臨川書店、一九八九年、四十六册、一九七四年、のちに『漢代鬼神の世界』東方學報(京都)第(3)死者が北斗星君のもとにゆき、生前の罪に對する裁きを受けたであろ
- 文物 一九八一年三期 (24)寶鷄市博物館「寶鷄市鏟車廠漢墓—兼談M1出土的行楷書朱書陶瓶」
- (25)王光永「寶鷄市漢墓發現光和年間朱書陶器」文物 一九八一年三期
- (26) 禚振西「陝西戶縣的兩座漢墓」考古與文物 創刋號
- (28)陝西省文物管理委員會「長安縣三里村東漢墓發掘簡報」文物參考資料與、吳榮甞「鎭墓文所見到的東漢道巫關係」文物 一九八一年三期 を參照。(27)黃神越章など、朱書陶瓶の銘文に見える巫術、道教的要素については、
- (2)蔡運章「東漢永壽二年鎭墓瓶陶文考畧」考古 一九八九年七期

一九五八年三期

- (3)河南省博物館「靈寶張灣漢墓」文物 一九七五年一一期
- (31) 前揭注(7)
- 六一年一期(32)陝西省文物管理委員會「潼關吊橋漢代楊氏墓群發掘簡記」文物 一九
- (3)中村不折『三代秦漢の遺品に識せる文字』一九三四年、岩波書店
- 考古論叢』一九八八年、天津古籍出版社、所收初平四年王氏朱書陶瓶」考古與文物 一九八一年四期、のちに、『文史(弘)唐金裕「漢初平四年王氏朱書陶瓶」文物 一九八〇年一期、陳直「漢
- (32) 中國科學院考古研究所『洛陽中州路(西工段)』一九五九年、科學出
- 《36)郭寶鈞、馬得志、張雲鵬、周永珍「一九五四年春洛陽西郊發掘報告」
- 此年六月、憂長史不佳、非重疾也、今年許家鬼注小起、(37)眞誥卷七、十六b(道藏本)

雖爾無可苦

保命及笵中候已爲申陳之、右帥晨許肇亦深以爲意、無所憂也

- (38) 眞誥卷七、十六b~十七a
- 家訴墓注爲急、不能解釋、禍方未已人家有疾病、死葬衰厄、光怪夢悟、錢財滅耗、可以禳厭、唯應分解
- 喪出之日、門前然火、戶外列灰、祓送家鬼、章斷注連、凡如此比、不偏傍之書、死有歸殺、子孫逃竄、莫肯在家、畫瓦書符、作諸厭勝、(3)顏氏家訓風操第六(王利器集解)

近有情

- (40) 釋名釋疾病第二十六(王先議疏證補)
- (41) 注 (26) の報告
- 事三萬六千神、爲人解除祠祀 晉巴丘縣有巫師舒禮……太山府君問禮、卿在世間皆何所爲、禮曰、(42) 幽明錄(法苑珠林卷六二)高麗本大藏經
- 龍一枚、歸命東方無極太上靈寶天尊……畢、解結、叩頭搏頰各九十過解、今依盟眞玉匱女青上宮拔度科品、齎青紋之繒九十尺、或九尺、金之府、魂充考撻、諸痛備嬰、形體毀悴、苦毒難任、長淪萬劫、終天無師長跪言曰、同法某甲九祖父母、生世之日所作元惡、罪結九幽長夜(3)無上祕要卷五十四 黃籙齋品(道藏本)
- (4)富谷至「黃泉の國の土地賣買―漢魏六朝買地券考」大阪大學教養部研作譯、エリアーデ著作集第四卷、セリカ書房

(4)ミルチャ エリアーデ「《縛める神》と結び目のシンボリズム」前田耕

- 地券を含めて、この種の文書の集成を行なっている。 究集錄 (人文・社會科學) 第三六輯、一九八七年 は、後に述べる買名) 富谷至一黃泉の國の土地賣買—漢魏六朝買地券考」大阪大學教養部研
- 發掘簡報」文物 一九七五年九期(46)紀南城鳳凰山一六八號漢墓(46)紀南城鳳凰山一六八號漢墓發掘整理組「湖北江陵鳳凰山一六八號漢墓

58

- (47)「關于鳳凰山一六八號漢墓座談紀要」文物 一九七五年九期
- (48)揚州博物館、邗江縣圖書館「江蘇邗江五號漢墓」文物 一九八一年十

- (铅)たとえば、「眞誥」卷一三に、地下主者について説明がある。
- (1) ここだ、丘景重が圖がたれである。下南一郎『中國の中岳にあ書り』市教的關係」(『文史考古論叢』一九八八年、天津古籍出版社)も參照。出版社)の引用する釋文によった。陳直「漢張叔敬朱書陶瓶與張角黃ている。ここでは、李發林『戰國秦漢考古』(一九九一年、山東大學(50)この朱書陶瓶の銘文の釋文は、引用者によって少しずつ文字が異なっ
- (5)方詩銘「從徐勝買地券論漢代『地券』的鑑別」文物 一九七三年七期、一九八四年、岩波書店、第四章第五節を參照。(51)たとえば、五嶽眞形圖がそれである。小南一郞『中國の神話と物語り』
- (5)蔣華「揚州甘泉山出土東漢劉元臺買地磚券」文物 一九八〇年六期
- (5)洛陽博物館「洛陽東漢王當墓發掘簡報」文物 一九八〇年六期
- の引用は青骨に作っている。(55) 現行二十卷本「搜神記」は骨淸に作るが、「太平御覽」卷二六九など
- (56)河北省文化局文物工作隊『望都二號漢墓』一九五九年、文物出版社
- (57)崔豹「古今注」音樂第三(一九五六年、商務印書館本)
- 使挽柩者歌之、亦呼爲挽歌 一曰、薤上朝露何易晞、露晞明朝更復落、人死一去何時歸、其二曰、 一曰、薤上朝露何易晞、露晞明朝更復落、人死一去何時歸、其二曰、 一曰、薤上朝露何易晞、露晞明朝更復落、人死一去何時歸、其二曰、 言人命如薤上露、易晞滅也、亦謂人死、魂魄歸于蒿里、故用二章、其 言人命如薤上露、易晞滅也、出田横門人、橫自殺、門人傷之、爲作悲歌、 薤露、蒿里、並喪歌也、出田横門人、橫自殺、門人傷之、爲作悲歌、
- 九三七年 に詳しい。 本語単については、Edouard CHAVANNES, "LE T'AI CHAN, Essai 大山島仰の研究」史潮七期二號、一 との關係については、酒井忠夫「太山島仰の研究」史潮七期二號、一 との関係については、酒井忠夫「太山島仰の研究」史潮七期二號、一 大山と冥府

- (5) 林巳奈夫「漢代鬼神の世界」(前掲)
- を参照。 (60) 丁山「由陳侯因資敦銘黃帝論五帝」歴史語言研究所集刊第三本四分、
- (6) 太平御覽卷七九「河圖握拒」 王母と七夕傳承』一九九一年、平凡社、第八章を參照。 日時と七夕傳承』一九九一年、平凡社、第八章を參照。
- 耀感附寶、生軒、胸文曰黃帝子黃帝名軒、北斗黃神之精、母地祇之女附寶、之郊野、大電繞斗樞星、
- 南方、僕程佐之、使主火、后土治中央、后稷佐之、使主土治北方、白辯佐之、使主水、太皋治東方、袁何佐之、使主木、祝融治治北方、白辯佐之、使主水、太皋治東方、袁何佐之、使主金、玄冥(3) 越絕書卷四、越絕計倪內經第五(張宗祥校註本)
- (4) こうした遺物と後漢時期の巫術や道教との關係を述べた論文として、吴榮曾「鎭墓文中所見到的東漢道巫關係」(前掲)、原田正己「墓券文に長られる冥界の神とその祭祀」東方宗教第二九、一九六七年、Anna SEIDEL, Geleitbrief an die Unterwelt, Jenseitsvorstellungen in den Graburkunden der späteren Han Zeit, Religion und Philosophie in Ostusien, 1985, Würzburg、また、同氏、Traces of Han Religion, In Funeral Texts Found in Tombs(秋月觀暎編『道教と宗教文化』一九八七年、平河出版社)、劉昭瑞「《太平經》與考古發現的東漢鎭墓文」世界宗教研究 一九九二年四期、江達智「由東漢時期的喪葬制度看道世界宗教研究 一九九二年四期、江達智「由東漢時期的喪葬制度看道世界宗教研究」道教學探索第五號、一九九一年 などがある。
- 八九年(69)小南一郎「道教信仰と死者の救濟」東洋學術研究第二七卷別册、一九
- 紀要第三二輯、一九八八年、など神塚淑子「『太平經』の承負と太平の理論について」名古屋大學教養部(66)陳靜「《太平經》中的承負報應思想」宗教學研究二期、一九八六年、
- 承者、廼謂先人本承天心而行、小小失之、不自知、用日積久、相聚(67) 太平經卷三十九、解師策書訣第五十(合校本七十頁)

……反多張興其祭祀、以過法度、陰興反傷衰其陽下古復承員中古小失、增劇大失之、不心至其親而已、反欲大厭生人(8)太平經卷三十六、事死不得過生法第四十六(合校本五十二頁)爲多、今後生人反無辜蒙其過謫、連傳被其災、故前爲承、後爲負也

#### 圖版說明

- 一 濟寧師院前漢墓群出土陶罐刻文 文物 一九九二年九期
- | 黑川古文化研究所所藏鉛券 小南撮影の寫眞より描き起こし
- 圖四 現世と祖靈世界
- 圖五 陝西寶鷄鬪鷄臺採集、永元四年朱書陶瓶 文物 一九八一年三期
- 圖七 小杉惣一氏所藏、朱書陶瓶 國立東京博物館提供寫眞圖六 陝西鄠縣出土、陽嘉二年朱書陶瓶 考古與文物 創刊號
- 圖一〇 陝西鄠縣出土、"太陽之精"、朱書陶瓶、考古與文物、創刊號圖九、解注瓶、考古學報 一九五六年二期
- 一 揚州甘泉山買地券 文物 一九八○年六期
- 一二 洛陽出土王當買地券 文物 一九八〇年六期
- 九年、文物出版社圖一三「望都二號墓出土買地券」河北省文物工作隊『望都二號漢墓』一九五

## 一四 天帝使者圖像

圔

美術出版社、圖六二 美術出版社、圖六二